

# 小松島市新小学校施設整備基本計画

令和5年3月

小松島市教育委員会

# —目 次—

<b>1. 計画の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1.1. 計画の背景 .....	1
1.1.1. 小松島市学校再編計画(2010~) .....	1
1.1.2. 小松島市立学校再編基本計画・実施計画(2018~) .....	1
1.1.3. 小松島市新小学校施設整備基本計画 .....	1
1.2. 本計画の位置づけと目的 .....	2
1.2.1. 本計画の位置づけ .....	2
1.2.2. 本計画の目的 .....	2
<b>2. 施設整備のコンセプト</b> .....	<b>3</b>
2.1. コンセプト:「つながり」により子どもたちが育つ学校 .....	3
2.2. 基本方針 .....	4
<b>3. 前提条件の整理</b> .....	<b>5</b>
3.1. 小学校再編の方針 .....	5
3.1.1. 計画の概要 .....	5
3.1.2. 計画のスケジュール .....	5
3.2. 再編場所の敷地概要 .....	6
3.2.1. (仮称)新小松島小学校の敷地概要 .....	6
3.2.2. (仮称)新小松島南小学校の敷地概要 .....	7
3.2.3. 災害リスクについて .....	8
3.3. 関係法令の整理 .....	11
<b>4. 施設整備基本計画の方針</b> .....	<b>12</b>
4.1. 施設整備の方針 .....	12
4.1.1. 安全安心な学校施設(基本方針1) .....	12
4.1.2. 新しい時代に対応した教育(基本方針2) .....	13
4.1.3. 地域との連携(基本方針3) .....	16
4.1.4. 地域・防災への配慮(基本方針4) .....	17
4.1.5. ひとや地球環境にやさしい環境整備(基本方針5) .....	19
4.2. 必要諸室と要求性能 .....	20
<b>5. (仮称)新小松島小学校の施設整備基本計画</b> .....	<b>22</b>
5.1. 施設規模の検討 .....	22
5.1.1. 校舎の規模設定 .....	22
5.1.2. 放課後児童クラブの規模設定 .....	22
5.1.3. 運動場の規模設定 .....	22
5.2. 施設配置の検討 .....	23
5.2.1. 配置計画の条件 .....	23
5.2.2. 工事の条件 .....	23
5.2.3. 配置の比較検討 .....	23
5.3. 基本計画図 .....	25
5.3.1. 配置計画 .....	25

5.3.2. 平面計画.....	26
5.3.3. 断面計画.....	27
5.4. 概算事業費の算出.....	28
5.4.1. 施設計画概要.....	28
5.4.2. 概算事業費.....	28
<b>6. (仮称)新小松島南小学校の施設整備基本計画 .....</b>	<b>29</b>
6.1. 施設規模の検討.....	29
6.1.1. 校舎の規模設定.....	29
6.1.2. 放課後児童クラブの規模設定 .....	29
6.1.3. 運動場の規模設定.....	29
6.2. 施設配置の検討.....	30
6.2.1. 配置計画の条件.....	30
6.2.2. 工事の条件.....	30
6.2.3. 配置の比較検討.....	30
6.3. 基本計画図.....	32
6.3.1. 配置計画.....	32
6.3.2. 平面計画.....	33
6.3.3. 断面計画.....	34
6.4. 概算事業費の算出.....	35
6.4.1. 施設計画概要.....	35
6.4.2. 概算事業費.....	35
<b>7. おまけ.....</b>	<b>36</b>

## 1. 計画の背景と目的

### 1.1. 計画の背景

全国的な少子化の傾向と同様に、小松島市においても児童数が年々減少しており、市内小学校においては、クラス替えができない「1学年1学級」の学校が大半を占める状況となっています。このまま学校の小規模化が進んだ場合、教育条件、教育環境、学校運営等に様々な影響が懸念されることから、小学校の規模を適正に確保するための検討をしていくこととしました。

#### 1.1.1. 小松島市学校再編計画(2010~)

2010年度(平成22年度)に小松島市学校再編計画策定委員会を設置し、2012年度(平成24年度)には「小松島市学校再編計画」を取りまとめました。中学校に関しては、この再編計画により2016年(平成28年)4月の小松島南中学校の開校をもって小松島中学校と小松島南中学校の2校体制となりました。

#### 1.1.2. 小松島市立学校再編基本計画・実施計画(2018~)

小学校の再編に関しては、改めて将来を見通した学校規模・適正配置の具体的ビジョンとして、2018年度(平成30年度)に「小松島市立学校再編基本計画」を取りまとめました。

2019年度(令和元年度)には、これまでの取組から次の段階へ進めるべく、再編する学校名や再編目標年度等、小松島市立学校再編基本計画に基づき学校再編内容を具体化した「小松島市立学校再編実施計画」(案)を策定しました。しかし、この実施計画(案)に対する市民や市議会からの疑問や意見を受け止め、成案化を見送りました。

2020年度(令和2年度)は、市民により一層理解が得られるよう説明を行うため、教育委員会と市長部局との連携を強化し、市内各所で意見聴取会や有識者会議を共同で開催するとともに、両組織間で何度も協議を重ねました。その過程において、学校再編に関する諸課題を解消する方策を協議し、2022年(令和4年)2月に「小松島市立学校再編実施計画」を取りまとめました。

#### 1.1.3. 小松島市新小学校施設整備基本計画

2022年度(令和4年度)は、これまでの経緯を踏まえ、(仮称)新小松島小学校(小松島小学校、南小松島小学校、千代小学校、芝田小学校との再編校)と(仮称)新小松島南小学校(立江小学校、櫛淵小学校、坂野小学校、新開小学校との再編校)の施設整備に関する基本計画(小松島市新小学校施設整備基本計画)を策定することになりました。

本計画は、長年検討してきた成果とこれまでに多くの皆様からいただいた意見を参考にしながら、小松島市の実情に応じた教育を推進し、未来を担う人を育て、未来につながる学びをつくり、未来を創造する力を培う新小学校施設整備計画とします。

## 1.2. 本計画の位置づけと目的

### 1.2.1. 本計画の位置づけ

上位計画・関係する計画等と本計画の位置づけを図 1-1 に整理します。

#### 小松島市

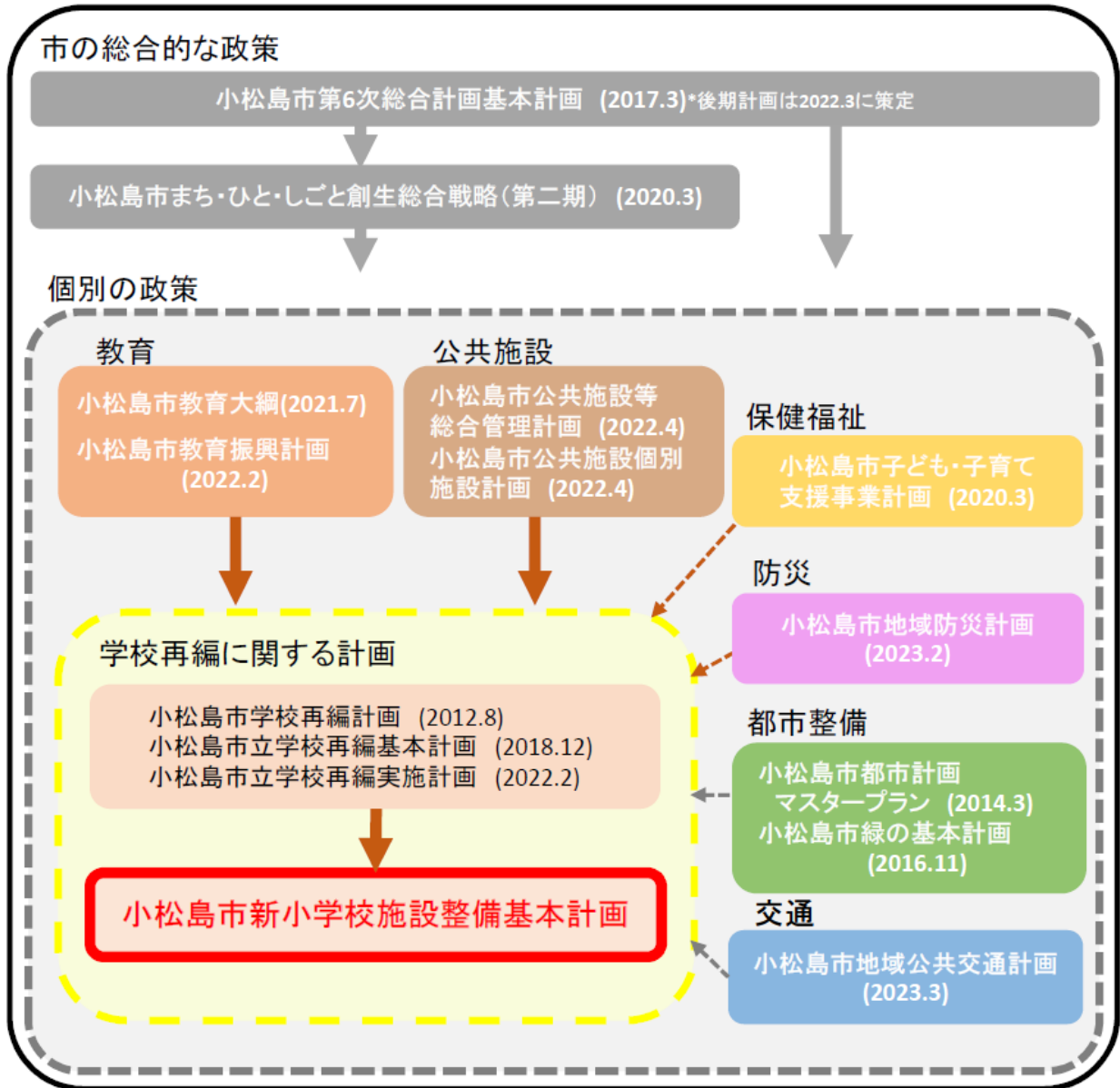


図 1-1 本計画の位置づけ

### 1.2.2. 本計画の目的

本計画は、新小学校の建設に向けて、施設のコンセプトや求められる機能を提示するとともに、学校の規模や配置等のイメージ等、学校建設に関する方針を示し、今後の設計に反映するために策定します。

## 2. 施設整備のコンセプト

### 2.1. コンセプト:「つながり」により子どもたちが育つ学校

小松島市では、「小松島市教育大綱(第2期)」において、「ふるさと小松島の未来を拓く人づくり」を基本理念とし、その基本目標として、「未来を担う人を育てる」、「未来につながる学びをつくる」、「未来を創造する社会をつくる」を掲げています。学校再編においては、学校教育に係る基本目標「未来を担う人を育てる」を柱に、新たな時代を生きる子どもたちの「生きる力」を育む教育環境の実現をめざします。

そのためには、これまで学校や地域が担ってきた役割をもう一度見つめ直したうえで、その枠を取り払い、新たに「学び」「人」「地域」が一つに融合したつながりをつくるのが大事であると考えました。そこで、「『つながり』により子どもたちが育つ学校」をつくることをコンセプトとし、その実現のための8つの重要な要素として「希望」「思考」「教室」「仲間」「交流」「郷土」「防災」「自然」をあげています。これは、子どもたちに「生きる力」を育むことにも深く関わるものであり、一つ一つが単体としてあるのではなく、例えば、小中連携を行う際には、「交流」はもとより「仲間」「郷土」「希望」等の要素も関わってきます。このように、子どもたちが育つ学校には、様々な要素が関わりながらつながる教育環境が必要であるとの考えから、「『つながり』により子どもたちが育つ学校」づくりに取り組んでいきます。

図2-1は、学校づくりのコンセプトをイメージ化したものです。8つの要素の横には、その要素から考えられる学校の姿を想定した説明を記載しています。

このコンセプトをもとにした学校づくりを実現するために、保護者、地域住民、教職員、有識者で組織する学校再編準備会議や専門部会(教育課程等部会、総務部会、通学部会)等の意見をこの計画に反映することとしています。

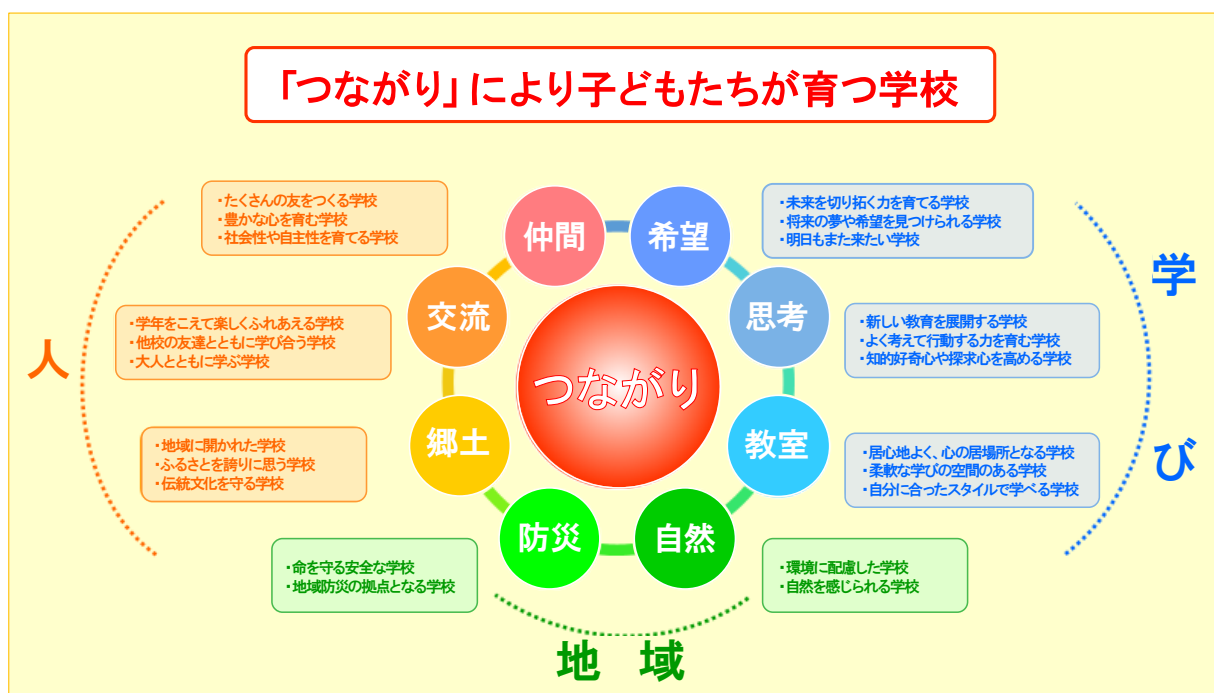


図 2-1 学校づくり基本コンセプト

## 2.2. 基本方針

新小学校の施設整備にあたり、「つながり」をもとに5つの基本方針を掲げました。

### 方針1：安全安心な学校施設（希望、教室）

よりよい学習環境及び生活環境を確保し、子どもたちにとって快適で居心地のよい居場所、明日もまた行きたいと思うことのできる学校づくりをめざします。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設の安全性や防犯性にも配慮します。

### 方針2：新しい時代に対応した教育（思考、教室、仲間、交流）

社会の変化に対応した新しい教育や多様な学びのかたちに柔軟に対応するとともに、子どもたちが集い、学び合うことのできる空間を創造し、身近な人だけでなく、離れた人や学校とも交流や学習のできる教育環境をめざします。

### 方針3：地域との連携（郷土、交流、希望）

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の活動や伝統文化の継承、地域学習等学校と地域が連携・協働し、子どもたちを見守り、ふれあいながらともに活動できる教育環境をめざします。

### 方針4：地域・防災への配慮（防災）

子どもたちだけでなく、保護者や地域住民にとっても安全で利用しやすい施設となるよう、津波や水害に強く、地域における避難場所兼避難所として防災機能の充実を図るとともに、周辺の道路事情や交通状況を考慮した周辺環境整備について検討します。

### 方針5：ひとや地球環境にやさしい環境整備（自然、仲間）

誰もが安心して快適に使うことができるよう施設のバリアフリー化や省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を推進する等、人と地球環境にやさしい施設整備とします。

### 3. 前提条件の整理

#### 3.1. 小学校再編の方針

##### 3.1.1. 計画の概要

小松島市には現在 11 校の小学校があり、「小松島市立学校再編実施計画」により学校教育の適切な規模を確保する観点から、小学校の再編を行うこととなりました。

また、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の利用者ニーズの高まりを受け、再編校には放課後児童クラブの施設整備を行います。

本計画の対象は、以下の 2 校とします。

##### (1) (仮称)新小松島小学校

小松島小、南小松島小、千代小、芝田小を 1 校に再編し、現在の南小松島小学校の位置に整備します。

##### (2) (仮称)新小松島南小学校

立江小、櫛淵小、坂野小、新開小を 1 校に再編し、現在の新開小学校の位置に整備します。

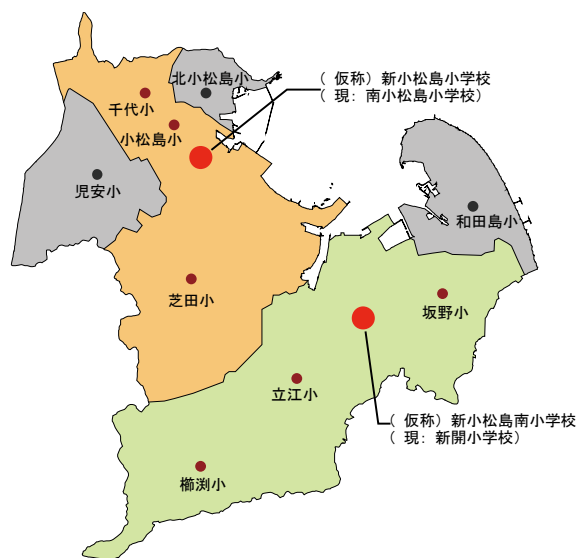


図 3-1 再編後の校区のイメージ

##### 3.1.2. 計画のスケジュール

図 3-2 は学校再編のスケジュールを示したものです。(仮称)新小松島小学校は令和 9 年度の開校、(仮称)新小松島南小学校は令和 15 年度の開校をめざします。

学校敷地	R3	第 1 期				計画見直し期間 (令和 15 年度 ～ 令和 17 年度)	第 2 期		計画見直し期間 (令和 25 年度 ～ 令和 27 年度)
		前 期		後 期			未 定		
		2022年度 ~ 令和4年度	2027年度 ~ 令和9年度	2028年度 ~ 令和10年度	2033年度 ~ 令和15年度		2034年度 ~ 令和16年度	2045年度 ~ 令和27年度	
小松島中学校区	南小松島小学校	414人	<b>(本計画の対象範囲)</b> 新小松島 (仮称) 小学校 558人	466人	計画見直し期間 (令和 15 年度 ～ 令和 17 年度)	計画見直し期間 (令和 25 年度 ～ 令和 27 年度)			
	小松島小学校	111人							
	千代小学校	95人							
	芝田小学校	76人							
	北小松島小学校	120人	96人	80人					
児安小学校	125人	100人	84人						
小松島南中学校区	新開小学校	177人	<b>(本計画の対象範囲)</b> 新小松島南 (仮称) 小学校 247人	計画見直し期間 (令和 25 年度 ～ 令和 27 年度)					
	立江小学校	81人							
	櫛淵小学校	33人							
	坂野小学校	78人							
	和田島小学校	163人	109人						

図 3-2 学校再編スケジュール(再編実施計画より)



### 3.2. 再編場所の敷地概要

#### 3.2.1. (仮称)新小松島小学校の敷地概要

(仮称)新小松島小学校(現:南小松島小学校)は小松島市の北部の中心市街地に位置し、駅や市役所、幹線道路に近接しています。敷地内には放課後児童クラブの専用施設があり、幼稚園の一部の室も放課後児童クラブで使用されています。敷地の概要を表 3-1 に示します。

表 3-1 敷地概要

住所	小松島市小松島町字高須 36 番地
敷地面積	敷地合計:17,013 m <sup>2</sup> (施設台帳より) 現小学校敷地:15,038 m <sup>2</sup> (施設台帳より) 現幼稚園敷地:1,975 m <sup>2</sup> (施設台帳より)
都市計画区域	都市計画区域
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住宅専用地域
防火地域	指定なし
容積率	200%
建蔽率	60%+10%(特定行政庁の定める角地) *徳島県 建築基準法施行細則第 10 条
高さ制限	道路斜線制限/隣地斜線制限
日影規制	4 時間-2.5 時間 測定面高さ:4m
下水道設備	整備なし
塩害対策	必要(瀬戸内海沿岸、海から 1 km以内)
備考	敷地内に樹齢 100 年を超えるクロマツがある。

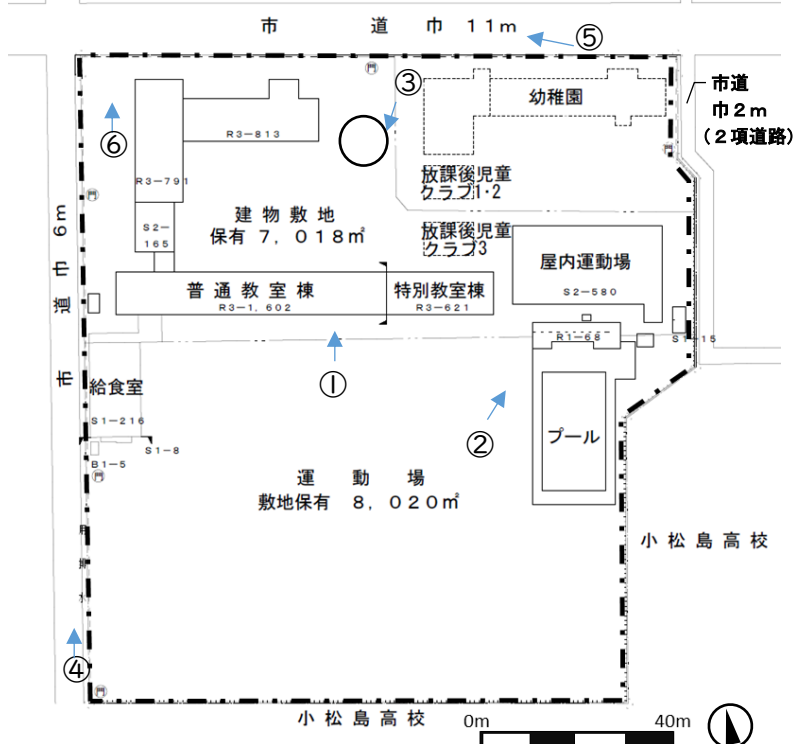


図 3-3 配置図(2022 年度(令和 4 年度)施設台帳より作成)



図 3-4 現況写真

### 3.2.2. (仮称)新小松島南小学校の敷地概要

(仮称)新小松島南小学校(現:新開小学校)は小松島市東南部の農地に囲まれた地域に位置します。現在、敷地の一部は借地であり、また隣接する東側の土地購入を進める計画となっています。敷地の概要を表3-2に示します。

表 3-2 敷地概要

住所	小松島市大林町字中津 37 番地
敷地面積	約 12,200 m <sup>2</sup> (道路拡張予定の部分を含む) 現小学校敷地 約 8,526 m <sup>2</sup> 、プール用地 974 m <sup>2</sup> 購入予定地 約 2,700 m <sup>2</sup>
都市計画区域	都市計画区域
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
容積率	200% (市街化調整区域の容積率:徳島県告示第 124 号)
建蔽率	70% (市街化調整区域の建蔽率:徳島県告示第 124 号)
高さ制限	道路斜線制限/隣地斜線制限
日影規制	対象区域外(徳島県 建築基準法施行条例第 30 条の 3)
下水道設備	整備なし
塩害対策	要配慮(瀬戸内海沿岸、海から 1 km以上 2 km以内)
留意点	敷地の一部が借地、隣地の取得予定

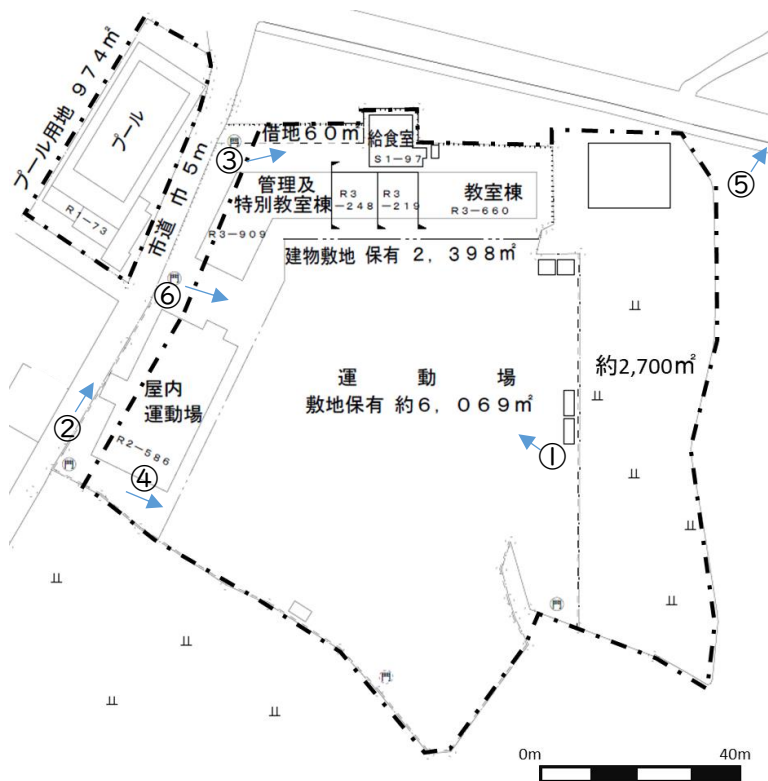


図 3-5 配置図(2022 年度(令和 4 年度)施設台帳より作成)



既存校舎・体育館



西側道路



児童の昇降口と借地部分



運動場への入口(南西)



北側道路への出入口



既存校門

図 3-6 現況写真

### 3.2.3. 災害リスクについて

#### (1) 地震

南海トラフ巨大地震による震度分布図によると、(仮称)新小松島小学校と(仮称)新小松島南小学校のどちらの敷地も震度7の地震が想定されています。

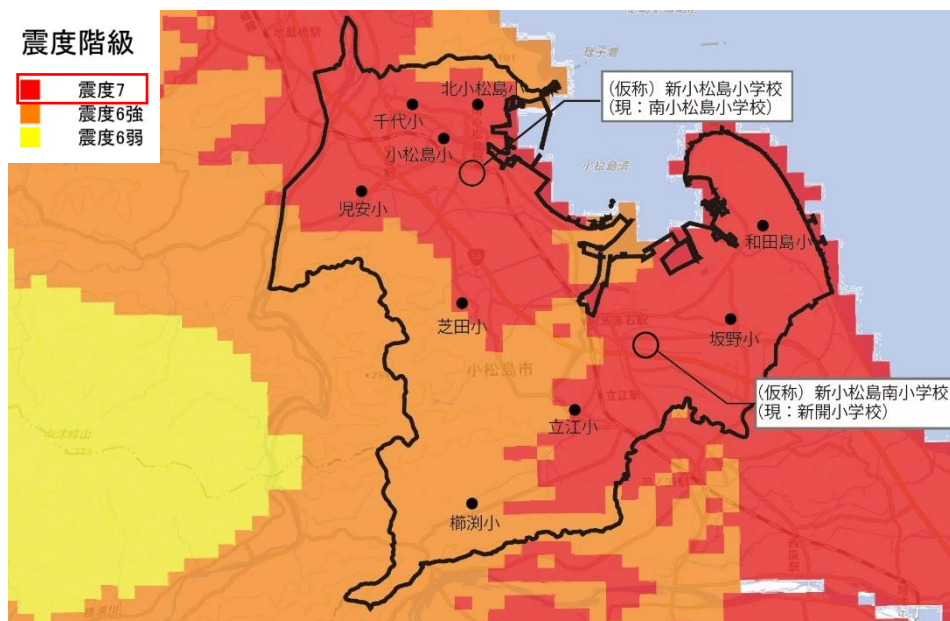


図 3-7 南海トラフ巨大地震による震度分布図  
(徳島県総合地図提供システム 防災・減災マップより作成)

#### (2) 液状化

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図によると、(仮称)新小松島小学校と(仮称)新小松島南小学校のどちらの敷地も液状化の危険度が極めて高い区域にあります。

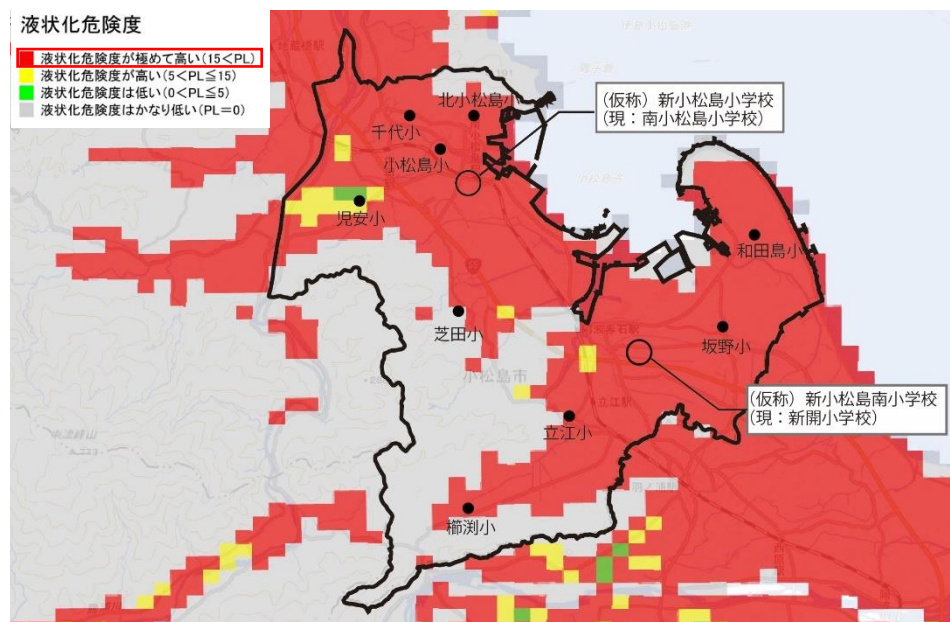


図 3-8 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図  
(徳島県総合地図提供システム 防災・減災マップより作成)

### (3) 津波

徳島県が公表する津波災害警戒区域図に基づき作成された小松島市津波ハザードマップによると、(仮称)新小松島小学校は基準水位 3.0~4.0m、(仮称)新小松島南小学校は 2.0~3.0mと想定されています。

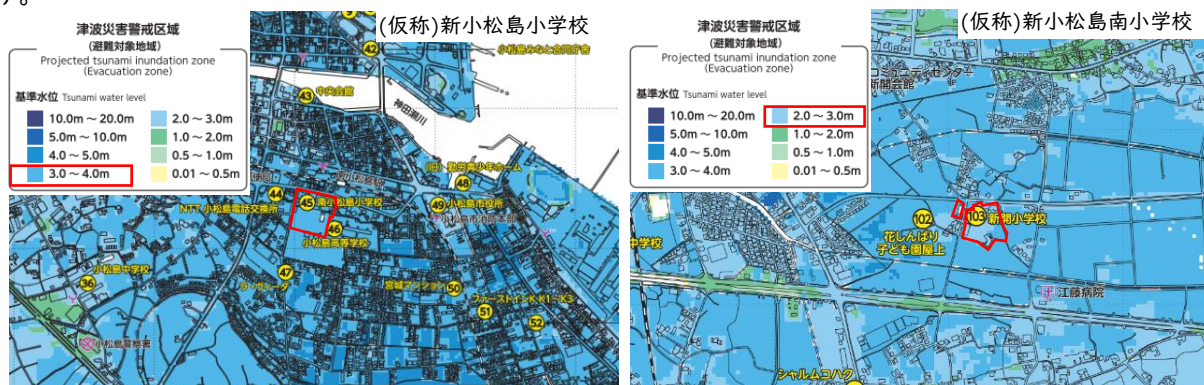


図 3-9 敷地周辺の津波\*基準水位(小松島市津波ハザードマップより)

\*南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波が発生した場合の想定

### (4) 洪水

小松島市洪水・土砂災害ハザードマップによると想定最大規模(勝浦川又は那賀川)の洪水による浸水深は(仮称)新小松島小学校と(仮称)新小松島南小学校のどちらの敷地も 0.5~3mと想定されています。

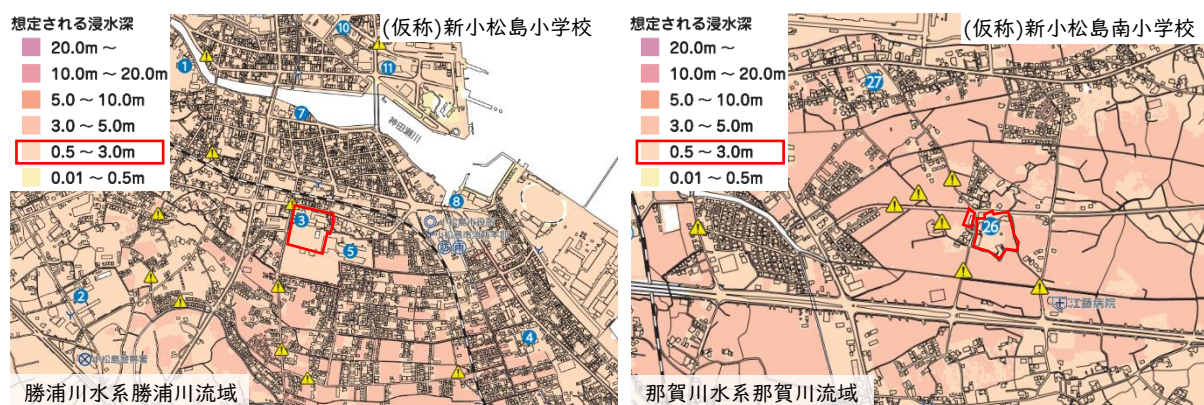


図 3-10 敷地周辺の洪水時想定される浸水深(小松島市洪水・土砂災害ハザードマップより)

### (5) 土砂災害

(仮称)新小松島小学校と(仮称)新小松島南小学校のどちらの敷地も土砂災害警戒区域内には位置していません。

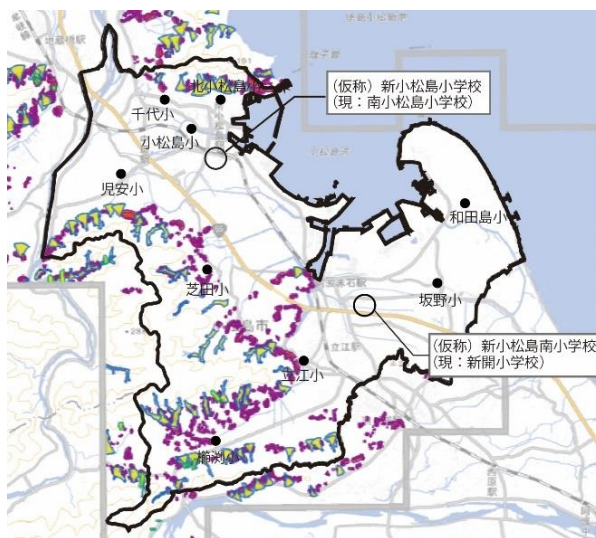


図 3-11 土砂災害警戒区域  
(徳島県総合地図提供システム 防災・減災マップより作成)

(6) 高潮

小松島市高潮ハザードマップによると、高潮による浸水深は(仮称)新小松島小学校は 2.0～3.0m、(仮称)新小松島南小学校は 1.0～2.0mと想定されています。

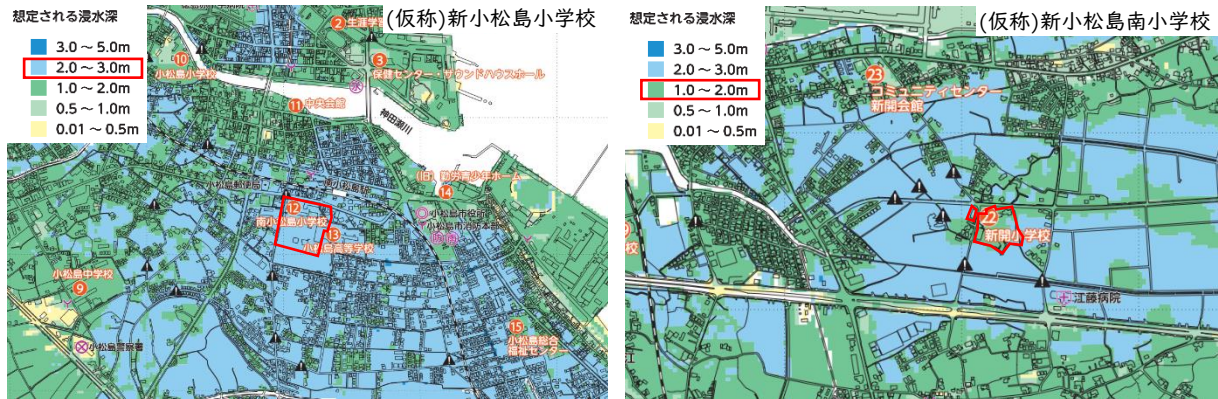


図 3-12 敷地周辺の高潮時想定される浸水深(小松島市高潮ハザードマップより)

### 3.3. 関係法令の整理

学校施設の整備において準拠すべき法令とその主な留意点を表 3-3 に整理しました。

※表中、新小は(仮称)新小松島小学校、新南小は(仮称)新小松島南小学校を表します。

表 3-3 準拠する法令等

法令等		主な留意点
建築基準法	建築基準法・建築基準法令	
	徳島県建築基準法施行条例・施行細則	角地の指定(新小)
	徳島県告示第 547 号	建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域の指定(新小)
	小松島市建築基準条例・施行細則	日影規制 平均地盤面からの高さ 4m (新小)
都市計画法・都市計画法令		開発許可申請(新南小)
農業振興地域の整備に関する法律		農振除外(新南小)
農地法		農地転用(新南小)
消防	消防法・消防法施行令	
	小松島市火災予防条例	厨房の不燃区画: 350kW 以上の炉を設置する場合必要
浄化槽	水質汚濁防止法	特定施設の設置の届出: 処理対象人員(建基令第 32 条 1 項)が 500 人以下の場合は不要
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設の設置の許可: 地方公共団体が設置者のため不要
土壌汚染	土壌汚染対策法	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更に 関する届出: 3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う 場合必要
	生活環境保全条例	特定事業の許可: 3,000 m <sup>2</sup> 以上の区域を事業場所以外で採 取された土により埋め立てる場合必要だが、 地方公共団体が行う事業は不要
緑化	都市緑地法	本計画で緑化率の義務はなし
	小松島市緑の基本計画	公共施設の緑化率目標 15%以上
バリアフリー	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例	学校は特定生活関連施設に該当
	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(ガイドライン)	
道路法		道路幅拡張 承認工事制度(24 条)の手続き
放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	専用区画の面積基準
	小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	

## 4. 施設整備基本計画の方針

### 4.1. 施設整備の方針

2章の施設整備のコンセプト及び基本方針を踏まえ、以下の考え方に沿って施設整備基本計画を策定します。

#### 4.1.1. 安全安心な学校施設(基本方針1)

##### 安全に配慮したゾーニング計画

- ・歩車分離を基本とし、給食搬入の車や職員等の車の動線は児童の通学の動線と交差しないよう配慮します。
- ・放課後児童クラブを利用する子どもが安心して過ごせる生活の場の環境を整えます。

##### 児童を見守りやすい室配置

- ・防犯面から管理諸室は運動場や昇降口に視線が届く、児童を見守りやすい配置とします。
- ・地域交流の場は、児童を見守りやすい配置とします。

#### (1) 安全に配慮したゾーニング計画

- ・児童や保護者、地域住民等の歩行者の動線と車の動線が交わらないよう配慮します。
- ・放課後児童クラブは明るく快適な居場所とするとともに、学校とのゾーニングを考慮し、放課後に職員が出入りできるよう専用の玄関を設けます。

#### (2) 施設の防犯計画

- ・敷地内外からの見通しや、管理諸室、地域交流スペースの配置に配慮し、「大人の目」の確保による危険性の察知、犯罪の抑止を図る等、視認性に配慮した計画とします。
- ・フェンスや扉等による物理的な境界の確保だけでなく、視覚的に学校の敷地であることがわかるように舗装材の区分、花壇で通路をデザインする等不審者の侵入等を抑制するような計画とします。
- ・施錠での管理やインターホン等による入退室の管理システムを計画します。
- ・防犯カメラや機械警備、トイレ呼出設備等のセキュリティ設備の導入を計画します。

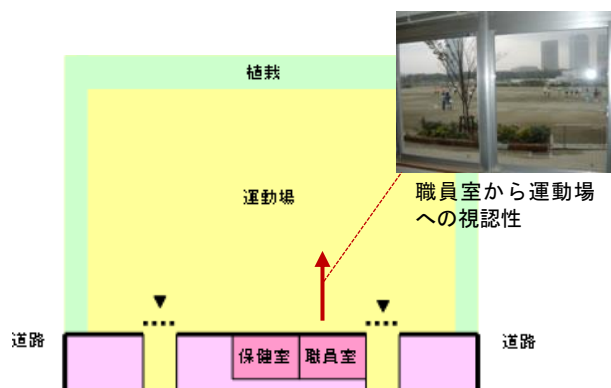


図 4-1 管理諸室の配置により人の目を確保  
(文科省:学校施設の防犯対策事例集)



図 4-2 舗装の区分や植栽で通路をデザイン  
(文科省:学校施設の防犯対策事例集)

#### 4.1.2. 新しい時代に対応した教育(基本方針 2)

新しい時代の学びを実現するには、多様な学習活動を展開できる空間が必要であるため、廊下を学習・コミュニケーションの場としてとらえ直し、図書室を中心に学校全体を学習の場として計画します。また、教職員がより効果的・効率的に授業の準備、研修や校務等を行うことができる執務環境を計画します。

##### 教室の枠を超えた学習空間

- ・普通教室はオープンスペースとともに計画し、教室の枠を超えた授業ができるようにします。
- ・図工室をものづくりテラスとともに計画する等、特別教室をその教科に限定しない使い方を工夫できるようにし、教育活動の幅を広げます。

##### 図書室を中心としてつながる校舎

- ・図書室を中心とし、各学年の普通教室・特別教室が連続的につながり、学年を越えた交流が生まれやすいゾーニングとします。
- ・研究発表や学年集会、読書スペース等として使うことができ、様々な活動のできる場となるよう計画します。

##### ICT 教育の推進

- ・校内のどこでも日常的に ICT を活用できるようネットワーク環境を整備します。
- ・ICT を活用した授業や他の学校との交流活動等、多様な学習に柔軟に対応できる計画とします。

##### 効果的な教育活動を行うための執務空間

- ・教師間や外部人材、支援員等の多くの関係者と連携、交流できる場を計画します。
- ・効果的・効率的に業務が行えるように管理諸室に ICT 環境を整備し、教材製作や打合せができるスペースを設けます。

#### (1) 教室の枠を超えた学習空間

- ・既存の小学校の教室面積と使用状況を踏まえ、普通教室は 72 m<sup>2</sup>(8m×9m)を基本とします。
- ・普通教室は可動間仕切りにより、必要に応じてオープンスペースとつなげて使用できるような計画とします。
- ・図工室は屋外での活動も考慮し、1 階に設置しものづくりテラスとともに計画します。
- ・次頁の図 4-5 に示すように、教室前のオープンスペースと普通教室を一体的に使用し、様々な活動をするを想定した計画とします。



図 4-3 可動間仕切りにより教室を拡張(イメージ)



図 4-4 図工室とつながるものづくりテラス(イメージ)



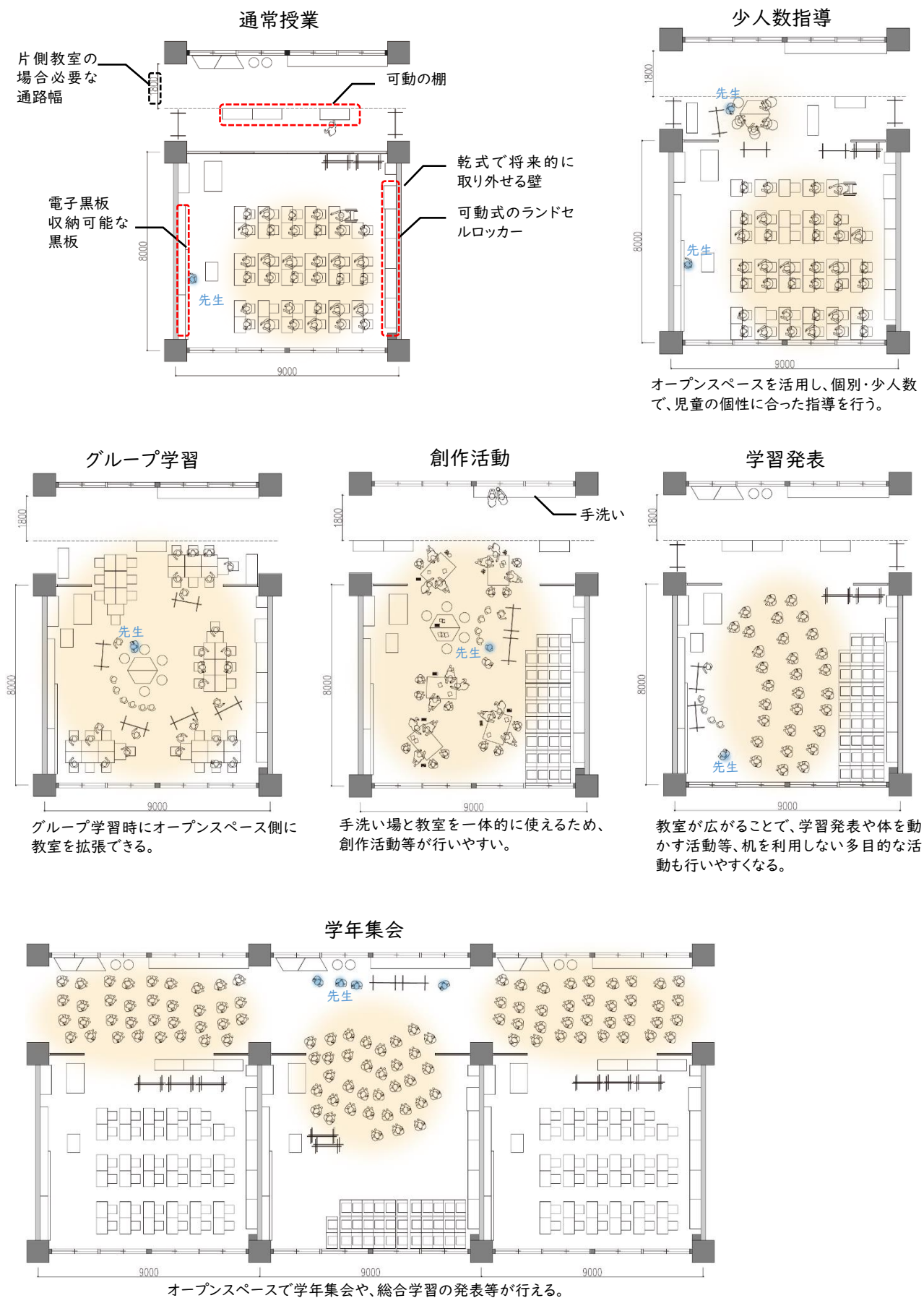


図 4-5 普通教室の様々な活動形態(イメージ)

## (2) 図書室を中心としてつながる校舎

- ・児童が本を身近に感じられるように、図書室を校舎の中心において、他学級・異学年との交流が生まれやすい空間とします。
- ・図書室は本を読むだけでなく、学習発表や個別学習、グループ学習といった様々な活動のできる空間とします。
- ・図書室の配置は、地域交流スペースとの連携にも配慮し、地域住民に開放することもできるように検討します。
- ・図書室以外にも児童の通りに図書コーナーを設けたり、小空間(デン)と合わせて図書を置けるスペースを設ける等、本にいつでもどこでもふれられるとともに心の落ち着ける施設とします。

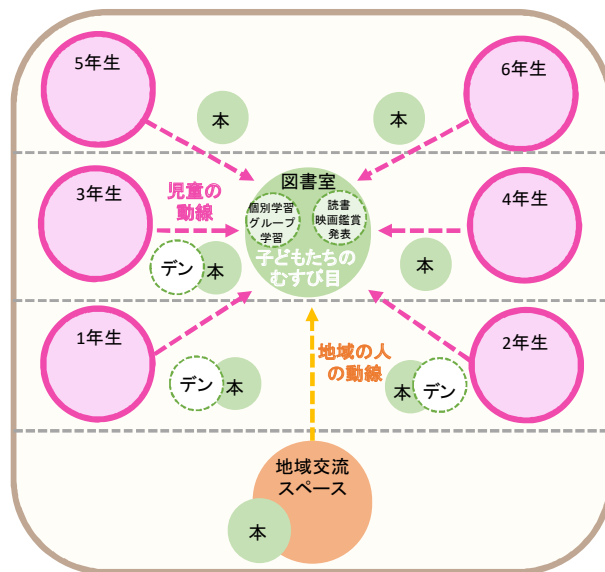


図 4-6 図書室を中心につながる校舎のイメージ

## (3) ICT 教育の推進

- ・学校内のどこでも日常的に ICT を活用した学習ができる施設とするため、ICT 教育の推進に対応した設備の導入や情報通信の高度化に対応できるシステム計画とします。
- ・教室等で離れた人や他の学校との交流や遠隔授業等、ICT 機器を活用した多様な活動を展開できる計画とします。



電子黒板を活用した学習発表



ものづくり×ICT を活用した活動

図 4-7 ICT 機器・設備を充実させた学校のイメージ

## (4) 効果的な教育活動を行うための執務空間

- ・学年や教科を超えた学習、外部人材による活動、小中連携、教科担任制等の取組を進めるための打合せや研修、授業の準備や教材の製作ができるスペースを計画します。
- ・職員室や会議室はオンラインによる会議や合同研修ができるよう整備します。
- ・リフレッシュや休憩、教職員同士の情報交換ができるラウンジ等のスペースを職員室内若しくは近くに整備する計画とします。

### 4.1.3. 地域との連携(基本方針3)

#### 地域とのつながりをつくる工夫

- ・外構はベンチや植栽を配置する等、地域住民と児童との交流が生まれるような計画とします。
- ・地域人材を講師に迎えた体験活動や本の読み聞かせ等、多様な交流活動ができるスペースを計画します。

- ・小松島市では現在も住民との共同作品展や農業体験、自然体験、施設の見学等、様々な児童との交流活動や地域行事が行われており、こうした活動を学校再編後も継続しやすい学校施設とします。
- ・地域交流スペースをつなぐの拠点として、小ホールや図書室、図画工作室等で様々な交流活動が展開されることを想定した場を設けます。
- ・地域住民や保護者、コーディネーター等、様々な関係者とともに学校を支えるための学校運営協議会のスペースを設けます。

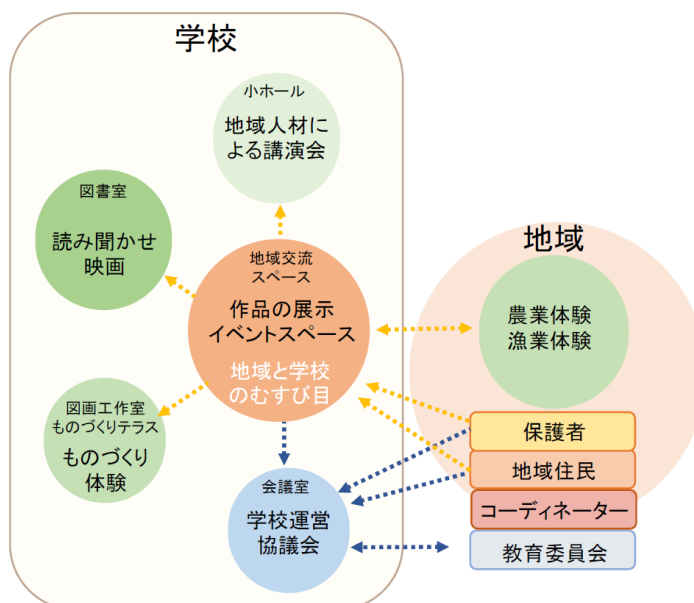


図 4-8 学校と地域のつながり

#### 4.1.4. 地域・防災への配慮(基本方針4)

##### 災害に強い学校

- ・洪水や津波による浸水から児童のいのちを守り、学校運営に必要な機能を維持するため、1階はピロティとして計画します。
- ・耐震性の高い校舎とし、災害時の避難所としての機能の維持を考慮した設備計画とします。

##### 地域住民の避難拠点

- ・体育館は、災害時の避難者等の動線、支援物資の搬入動線に配慮します。
- ・災害時に地域住民も屋上や避難所に安全に避難できる経路・スペースを確保します。

#### (1) 施設全体の防災計画

- ・洪水時の浸水深、津波時の基準水位、高潮による浸水深を踏まえ、校舎の1階ピロティの階高を5mとし、浸水被害から学校を守り避難場所及び避難所としての機能を継続できるような計画とします。
- ・非常時は、屋上に設ける避難スペースに外階段で直接避難できる構造や避難所としての機能に配慮します。
- ・建物機能を維持するための管理諸室や設備機器及び防災備蓄は、災害の想定水位より高い2階以上に設けます。
- ・ピロティや運動場はボランティア活動や物資の受け入れ拠点として機能するスペースとします。
- ・早期の授業再開が可能となるよう、学校エリアと住民の避難エリアを区分しやすい計画とします。
- ・平常時は、学校内に地域交流スペースを設けて、地域住民の学校施設の利用を可能にします。
- ・学校を地域住民にとって身近な施設とすることで、安全で円滑な避難につながる計画とします。

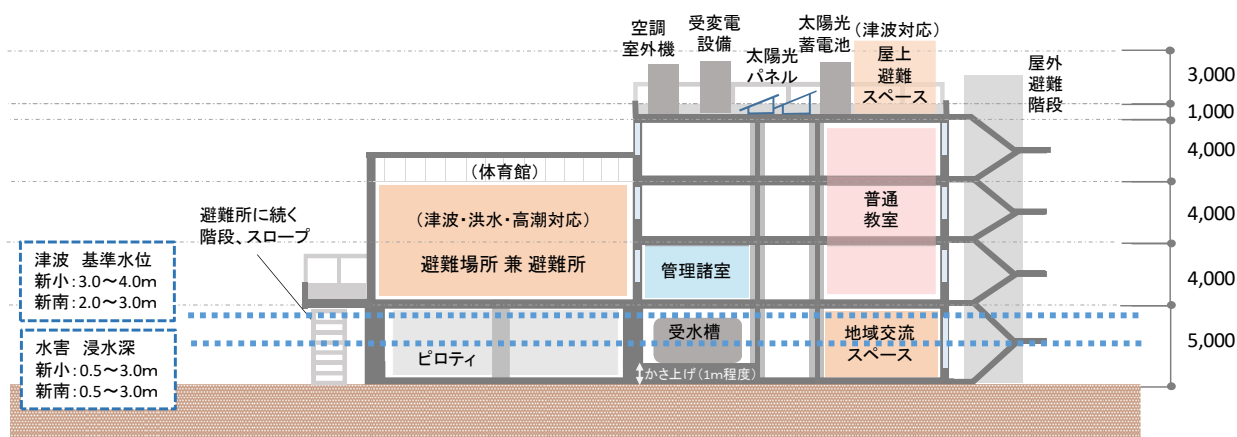


図 4-9 避難場所及び避難所としての学校施設利用の例 (断面計画)

## (2) 校舎の耐震性

校舎の耐震設計は、「官庁施設総合耐震計画の基準」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（令和3年版）に基づき、構造体はⅡ類（重要度係数<sup>\*1</sup>1.25）、建築非構造部材はA類、建築設備は乙種を確保します。

表 4-1 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材 <sup>*2</sup>	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

\*1 建築物に要求される機能及びそれが位置する地域的条件に応じて、耐力を向上させるための係数

\*2 建築非構造部材とは、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これに類する建築物の部分及び装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの

## (3) 設備等の防災計画

設備機器等は、大地震時の人命の安全確保及び二次災害の防止、避難所としての機能の維持を考慮した計画とします。

表 4-2 設備等の防災対応

	要求性能	設備等の対応
津波等の対策	災害発生時に地域住民等も安全な場所に避難できること 洪水時や津波時の機能の維持	・ピロティ ・屋外避難階段 ・屋上避難スペース ・屋上備蓄倉庫 ・ソーラーライト ・受変電設備の屋上設置
停電への対応	発災後に停電した際も、避難所生活に必要な電源を確保する	・太陽光発電 ・受変電設備の系統分離
断水への対応	発災後に断水した際も、避難所生活に必要な機能を確保する	・耐震性貯水槽
避難生活への配慮	避難所生活が長期化することも想定し、避難者が良好な環境で生活できること	・体育館の冷暖房 ・体育館へのバリアフリー経路（スロープ等） ・体育館に多機能トイレの設置 ・マンホールトイレ
通信	避難者が各自で安否確認等を行うことができる情報通信環境を確保する	・無線 LAN アクセスポイントの設置
防災備蓄	避難所運営に必要な物資を備蓄する	・体育館、屋上への設置

#### 4.1.5. ひとや地球環境にやさしい環境整備(基本方針5)

##### バリアフリー化の推進

- ・地域住民がスロープ等により安全に避難所となる体育館まで移動できる経路を確保します。
- ・エレベーターの設置等、障がいのある児童やけがをした児童、高齢者等の移動に配慮した施設とします。

##### 自然環境への配慮

- ・通風・採光・設備機器の工夫や、地産材の活用等により、自然環境にやさしい施設とします。
- ・環境負荷に配慮した「エコスクール」をめざし、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策、資源の再利用等を検討した施設とします。

##### (1) バリアフリー化の推進

- ・校舎内にはエレベーターを設置し、障がいのある児童やけがをした児童、高齢者等、誰もが使いやすい施設とします。
- ・停電によりエレベーターを使用できない事態も想定し、避難所となる体育館には屋外から直接出入りできるスロープを設けます。
- ・校舎や体育館には多目的トイレを設置します。
- ・校舎内は段差を少なくします。



図 4-10 多目的トイレとストレッチャーが入るエレベーター  
(文科省：バリアフリー化事例集より)

##### (2) 自然環境への配慮

- ・自然通風を積極的に確保するほか、適切な換気設備を導入する計画とします。
- ・太陽光発電設備は、災害時の電力確保だけでなく、環境教育の教材としての役割にも配慮した配置及び機器選定とします。
- ・経済性や維持管理、更新性に優れ、ランニングコストの縮減につながる計画とします。
- ・地産材を内装や建具に取り入れる等、脱炭素化に貢献します。



図 4-11 太陽光発電設備・発電量パネル  
(文科省：エコスクール・パイロットモデル事業事例集)

## 4.2. 必要諸室と要求性能

既存の小学校の状況や教育課程等部会での議論を踏まえ、表 4-3 に必要諸室と、各室に要求される性能をまとめます。

※表中、新小は(仮称)新小松島小学校、新南小は(仮称)新小松島南小学校を表します。

表 4-3 主な必要諸室のリスト

		諸室の性能
クラスゾーン	普通教室 新小 18 室 新南小 12 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下側と一体化して、教室の枠を超えた授業ができるようにする</li> <li>異学年との交流も重視した配置とする</li> <li>ICT を活用した学習が行いやすい教室とする</li> </ul>
	特別支援教室 新小 4 室 新南小 2 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの刺激等を考慮し、落ち着いて学びやすい環境とする</li> <li>校舎の中央や各学年の近く等、交流を重視した配置とする</li> <li>教室の区切り方を変更し、室数の増減に対応できるようにする</li> <li>手洗い場を近くに設置する</li> <li>トイレ、シャワーを近く、若しくは室内に設置するのが望ましい</li> </ul>
	通級指導教室 新小のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習と運動ができる教室とする</li> <li>自校生は行き来しやすく、他校生は来校しやすい位置に配置する</li> <li>教材や家具の収納スペースを確保する</li> </ul>
多目的室 2 学年に 1 室		<ul style="list-style-type: none"> <li>個別学習、少人数指導、グループ学習に対応できる計画とする</li> </ul>
特別教室ゾーン	図画工作室 準備室を併設	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 階に配置し、ものづくりのためのテラス等とともに計画する</li> <li>生物、地学分野の学習も行う想定とする</li> <li>手洗い・換気扇を設置する</li> </ul>
	小ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会、学年集会、軽く体を動かせるスペースとして利用する想定とする</li> </ul>
	理科室 準備室を併設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT を活用した観察、実験ができるよう ICT や環境の充実を図る</li> <li>流し、電源等を利用しやすいよう設置する</li> </ul>
	音楽室 準備室を併設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージでの発表、グループ別の演奏、体を動かす活動、金管バンド等の課外活動等、多様な活動に対応できる計画とする</li> <li>音響、遮音性を考慮し、普通教室から離れた位置に配置する</li> </ul>
	家庭科室 準備室を併設	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理台のほかに会食や被服の作業を行うスペースを設ける</li> <li>災害時に使用できるような配置、設備とする</li> </ul>
図書室		<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎の中心に設け、アクセスしやすく、児童が本に触れる機会を増やせる空間とする</li> <li>地域住民も利用できる位置を検討する</li> <li>個別学習やグループ学習に対応できるようにする</li> </ul>
管理諸室ゾーン	校長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室との連携や外部への見通しを考慮した配置とする</li> <li>企画や会議が行いやすい空間とする</li> </ul>
	職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動場や来校者が見える位置に配置する</li> <li>リモート会議の実施に配慮し、休憩や打ち合わせができるラウンジを設ける</li> </ul>
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動場からアクセスしやすい位置に配置する</li> <li>手洗い、流し、洗濯機置き場を設ける</li> <li>室内又は近くにトイレ、シャワーを設置する</li> </ul>
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>来校者の受付としての機能や職員室との連携に配慮した配置とする</li> <li>事務グループによる共同学校事務室としての会議や作業に対応できる広さとする</li> </ul>
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて空間を仕切り、多用途に使用できるようにする</li> <li>リモート会議の実施等も想定する</li> </ul>
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室等、管理諸室と連携しやすい位置に設ける</li> <li>放送局としての機能や、動画制作等の児童の活動を想定する</li> </ul>
	印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室や事務室の近くに配置し、各室から直接アクセスできるようにする</li> </ul>
	サーバー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室の近くに設ける</li> </ul>
	教育相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた静かな空間とし、プライバシーにも配慮する</li> </ul>
	職員更衣室 職員トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩スペースと一緒に計画する等、職員が気持ちよく使える工夫をする</li> </ul>
	教材室 2 学年に 1 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材や児童の作品等を保管できるよう収納スペースを確保する</li> </ul>

地域交流ゾーン	地域交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童との交流や地域と連携した活動の場、作品の展示スペース等として使用する</li> <li>・ベンチや本棚を置く等、落ち着き、和むことができる空間とする</li> </ul>
体育・給食エリア	体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具室、倉庫、ステージ、音響設備を設置し、Wi-Fi環境を整備する</li> <li>・避難所となることに考慮した配置とする</li> <li>・地域開放、社会体育団体の利用を踏まえ動線に配慮する</li> </ul>
	更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別の更衣室を設置する</li> </ul>
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館内に男女別、多目的トイレを設置する</li> </ul>
	防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設時に使用しやすい体育館内に設ける</li> </ul>
	給食室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が調理の様子を見ることができるようにする</li> </ul>
	配膳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備や返却時の児童や配膳台等の動線に配慮する</li> </ul>
共用エリア	昇降口・玄関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく、広く、学校に来るのが楽しくなるような空間となるよう配慮する</li> <li>・運動場への移動に留意する</li> <li>・バリアフリーに配慮し安全に出入りできるような計画とする</li> <li>・来校者の玄関を統一し、わかりやすい位置とし、防犯カメラを設置する</li> </ul>
	廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに配慮し、明るく使いやすく、わかりやすい動線とする</li> <li>・階段は複数設け、児童が分散して利用できるように配置とする</li> <li>・廊下は教室と一体的に利用できるようにし、図書コーナー、談話スペース、小空間（デン）等を設置する</li> </ul>
	手洗い場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が利用しやすい位置に計画し、できるだけ多く設けることが望ましい</li> <li>・自動水栓と手動水栓の両方を整備する</li> </ul>
	児童トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別、多目的トイレを設置する</li> <li>・児童の成長段階にあった器具選び等学年に応じた工夫をする</li> </ul>
	児童更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の学級が同時時間帯に使用することを想定し、男女別の更衣室を校舎内に設置する</li> </ul>
外部	屋外体育倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場と連携しやすい位置に設け、用具の分類のしやすさや出し入れの安全に配慮する</li> </ul>
	遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具専用の場所を設け、安全面に配慮する</li> <li>・砂場を含め、体育や生活の学習に必要な遊具を設置する</li> </ul>
	屋外トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別、多目的トイレを死角にならない位置に設ける</li> <li>・自動水栓と手動水栓の両方を整備する</li> </ul>
	ゴミ置き場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童や職員のゴミ出し動線や回収車の動線に配慮する</li> <li>・安全清潔に保管できる場所に設置する</li> </ul>
放課後児童クラブエリア	保育室 (専用区画) 新小8支援 新南小3支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準となる面積を満たすように計画する</li> </ul>
	放課後児童 クラブ職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯スペースとともに計画する</li> <li>・職員の動線に配慮する</li> </ul>

※諸室の機能性や効率性、経済性を考慮し、諸室等の共用兼用や配置の工夫等、多様な使い方や目的に応じた空間の創造といった柔軟性をもった施設整備ができる計画とします。



## 5. (仮称)新小松島小学校の施設整備基本計画

### 5.1. 施設規模の検討

#### 5.1.1. 校舎の規模設定

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日 18文科施第188号)に基づき、校舎の規模を表5-1のとおり算定します。

校舎の規模については以下の①～③の要望を取り入れた計画のため表5-1で算定した面積より規模が大きくなります。

- ①ピロティ型の校舎とすること。
- ②廊下を拡張しオープンスペースとして利用できるようにすること。
- ③普通教室の広さを広く設定すること。

表 5-1 校舎規模の算出(校舎・体育館・給食室)

前提条件	児童数:558名(2027年度(令和9年度)想定) 学級数:18学級 特別支援学級(一学級あたり168㎡加算):4学級
	算定内容
校舎	学級数18学級:5,000㎡ 特別支援4学級:168×4=672㎡ 計算式:5,000+672=5,672㎡
体育館	学級数16学級以上:1,215㎡
給食室	児童数401~600人:調理場施設266㎡、炊飯給食施設18㎡、アレルギー対策室4㎡ 計算式:266+18+4=288㎡
総面積	5,672+1,215+288=7,175㎡

#### 5.1.2. 放課後児童クラブの規模設定

放課後児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」に基づき、確保することが求められる保育室(専用区画)の面積とその他考慮すべきスペースを表5-2に示します。

表 5-2 放課後児童クラブの規模

前提条件	放課後児童クラブ:8支援(1支援単位あたりおおむね40名) 保育室(専用区画)の必要面積:児童一人につきおおむね1.65㎡以上
保育室(専用区画)	計算式:1.65×(8×40)=528㎡
その他考慮する面積	職員室(給湯室を含む)、専用玄関、廊下、階段等

#### 5.1.3. 運動場の規模設定

「小学校設置基準」(平成14年3月29日 文部科学省令第14号)に基づき、運動場の面積は5,580㎡以上確保し、既存の南小松島小学校の運動場面積(8,020㎡)を目標値として計画します。

表 5-3 小学校設置基準に基づく運動場面積の算出

	算定内容
運動場	児童数558名:2,400+10×(558-240)=5,580㎡

## 5.2. 施設配置の検討

### 5.2.1. 配置計画の条件

(仮称)新小松島小学校の配置計画にあたっては以下①～⑤の事項を前提条件として、検討を行いました。

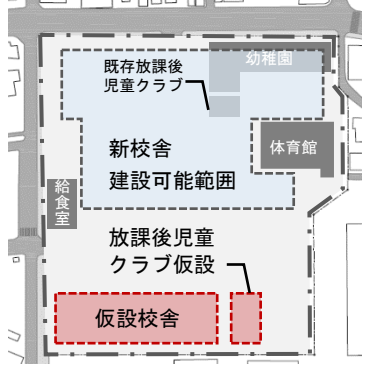


- ① 体育館や給食室は残しながら工事を行います。(仮設置が非効率なため)
- ② 1階は基本的にはピロティとします。
- ③ スクールバスの停留所を設けます。
- ④ 駐車場は 60 台程度設けます。
- ⑤ プールは先行して解体し、新小学校には設けないこととします。

### 5.2.2. 工事の条件

仮設校舎が必要な北側配置と仮設校舎が不要な南側配置に分けて 6 つの案の配置検討を行いました。

表 5-4 に各案の工事の条件をまとめます。

表 5-4 工事の条件

A・B 案の場合	C 案の場合	D・E・F 案の場合
		
<p>既存の体育館と給食室を残しながら新校舎を建設 仮設校舎は放課後児童クラブの分も必要</p>	<p>既存の給食室と放課後児童クラブを残しながら、新体育館を先行して建設 校舎のみ仮設校舎が必要</p>	<p>全ての既存校舎を残しながら建設 仮設校舎が不要</p>

### 5.2.3. 配置の比較検討

基本方針と上記の前提条件を踏まえ配置計画の比較検討を行いました。検討した配置案は表 5-5 に示す 6 つの案です。

学校再編準備会議や教育課程等部会等において検討した結果、「つながり」というコンセプトと相性が良く、工期やコストの面でもメリットのある D 案が最も評価が高い結果となりました。

西側道路の将来の拡幅を考慮し、D 案と敷地の西側に十分なスペースを確保できる E 案を合わせた配置で今後の検討を進めることとします。

表 5-5 配置比較表

赤色セル：○ 青色セル：△ 白色セル：各案の差がつかない項目

建物概要 [レニング凡例] 普通教室 特別教室 管理諸室 体育館 地域交流 放課後児童クラブ 学級のつながり 地域とのつながり スクールバス専用所 避難階段	既存	A案：学年のまとまりをつくる	B案：開放的なオープンスペースを確保	C案：西側に向けて学校を地域に開く	D案：回遊し、子どもたちがつながる	E案：地域・校舎のつながりに配慮	F案：放課後児童クラブを分割し、管理を明確に
	延床面積 約6,190㎡ 建築面積 約2,126㎡ 指定緊急避難(津波)約1,936人	延床面積 約10,519㎡ 建築面積 約3,815㎡ 指定緊急避難(津波)約3,370人 ヒロチイ面積 約1,901㎡	延床面積 約10,287㎡ 建築面積 約4,085㎡ 指定緊急避難(津波)約3,846人 ヒロチイ面積 約2,515㎡	延床面積 約10,178㎡ 建築面積 約4,107㎡ 指定緊急避難(津波)約4,433人 ヒロチイ面積 約2,600㎡	延床面積 約9,804㎡ 建築面積 約4,394㎡ 指定緊急避難(津波)約3,876人 ヒロチイ面積 約2,685㎡	延床面積 約9,431㎡ 建築面積 約3,831㎡ 指定緊急避難(津波)約2,846人 ヒロチイ面積 約1,660㎡	延床面積 約9,780㎡ +1,024(放課後児童クラブ)㎡ 建築面積 約4,394㎡ +256(放課後児童クラブ)㎡ 指定緊急避難(津波)約3,327人 ヒロチイ面積 約2,613㎡
人	地域に開けた配置 ゾーニングの明確性 歩車分離	△ 地域に対して閉じた配置 ○ 交流空間の区分けが可能 △ 歩車分離が難しい	△ 地域に対して閉じた配置 ○ 交流空間の区分けが可能 △ 歩車分離が難しい	△ 地域に対して閉じた配置 ○ 交流空間の区分けが可能 △ 歩車分離している	○ 見通しが良く、開けた配置 ○ 交流空間の区分けが可能 △ 歩車分離している	○ 見通しが良く、開けた配置 ○ 交流空間の区分けが可能 △ 歩車分離している	○ 見通しが良く、開けた配置 ○ 交流空間の区分けが可能 △ 歩車分離している
地域	安全 緊急車両 音の影響 周辺環境	△ 2方向からの進入が難しい △ 市街地側に校舎がある ○ 市街地側から離れたグラウンド ○ 南向き △ 回遊できない配置 ○ 良い ○ 整形	△ 2方向からの進入が難しい △ 市街地側に校舎がある ○ 市街地側から離れたグラウンド ○ 南向き △ 回遊できない配置 ○ 良い ○ 整形	△ 2方向からの進入が難しい △ 市街地側に校舎がある ○ 市街地側から離れたグラウンド ○ 南向き △ 回遊・中心を作りやすい配置 △ 良い ○ 整形	○ 避難階段に外からアクセスしやすい △ 2方向からの進入が可能 ○ 市街地側から離れた校舎がある △ 市街地側にグラウンドがある ○ 南向き △ 回遊・中心を作りやすい配置 △ 通風の工夫が必要 ○ 整形	○ 避難階段に外からアクセスしやすい △ 2方向からの進入が可能 ○ 市街地側から離れた校舎がある △ 市街地側にグラウンドがある ○ 南向き △ 回遊・中心を作りやすい配置 △ 通風の工夫が必要 ○ 整形	○ 避難階段に外からアクセスしやすい △ 2方向からの進入が可能 ○ 市街地側から離れた校舎がある △ 市街地側にグラウンドがある ○ 南向き △ 回遊・中心を作りやすい配置 △ 通風の工夫が必要 ○ 整形
学び	教育環境 校舎内の回遊性 風通しの良さ 形状 グラウンドの環境	○ 日当たりが良い ○ の数：7個 △の数：6個	○ 日当たりが良い ○ の数：7個 △の数：6個	○ 日当たりが良い ○ の数：9個 △の数：4個	○ の数：10個 △の数：3個	○ の数：7個 △の数：6個	○ の数：9個 △の数：4個
その他	コンセプト部分小計 動線 工事時の影響 工期 コスト	△ 動線が長い △ 道路からの動線が短い △ 動線が長い ○ 150mトラック、50m直走路 △ 仮設が必要	△ 動線が長い ○ 道路からの動線が短い ○ 動線が長い ○ 150mトラック、50m直走路 △ 仮設が必要	○ 動線が短コンパクト △ 道路からの動線が長い ○ 動線が短い △ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が不要	○ 動線が短コンパクト △ 道路からの動線が長い ○ 動線が短い △ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が不要	○ 動線が短コンパクト △ 道路からの動線が長い ○ 動線が短い △ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が不要	○ 動線が短コンパクト △ 道路からの動線が長い ○ 動線が短い △ 100mトラック、50m直走路 放課後児童クラブを別棟で建設するため工期が長い
合計		○の数：9個 △の数：10個	○の数：9個 △の数：10個	○の数：12個 △の数：7個	○の数：14個 △の数：5個	○の数：11個 △の数：8個	○の数：11個 △の数：8個

### 5.3. 基本計画図

#### 5.3.1. 配置計画

配置計画のイメージ図は図 5-1 のとおりです。

- ・新校舎は既存校舎を避けて、敷地の南側に配置し、教室に南からの採光と通風を確保できる配置とします。
- ・敷地内にスクールバスが乗り入れできる場所を設けます。
- ・運動場は 100mトラック 2 か所又は、150mトラック 1 か所と、50m直走路が確保できる広さとします。
- ・門の位置や校内の通路は歩車分離に留意して配置します。
- ・スロープは外部から直接体育館に上がれる位置に配置します。
- ・屋上への避難経路は地域住民が避難しやすい位置に設けます。

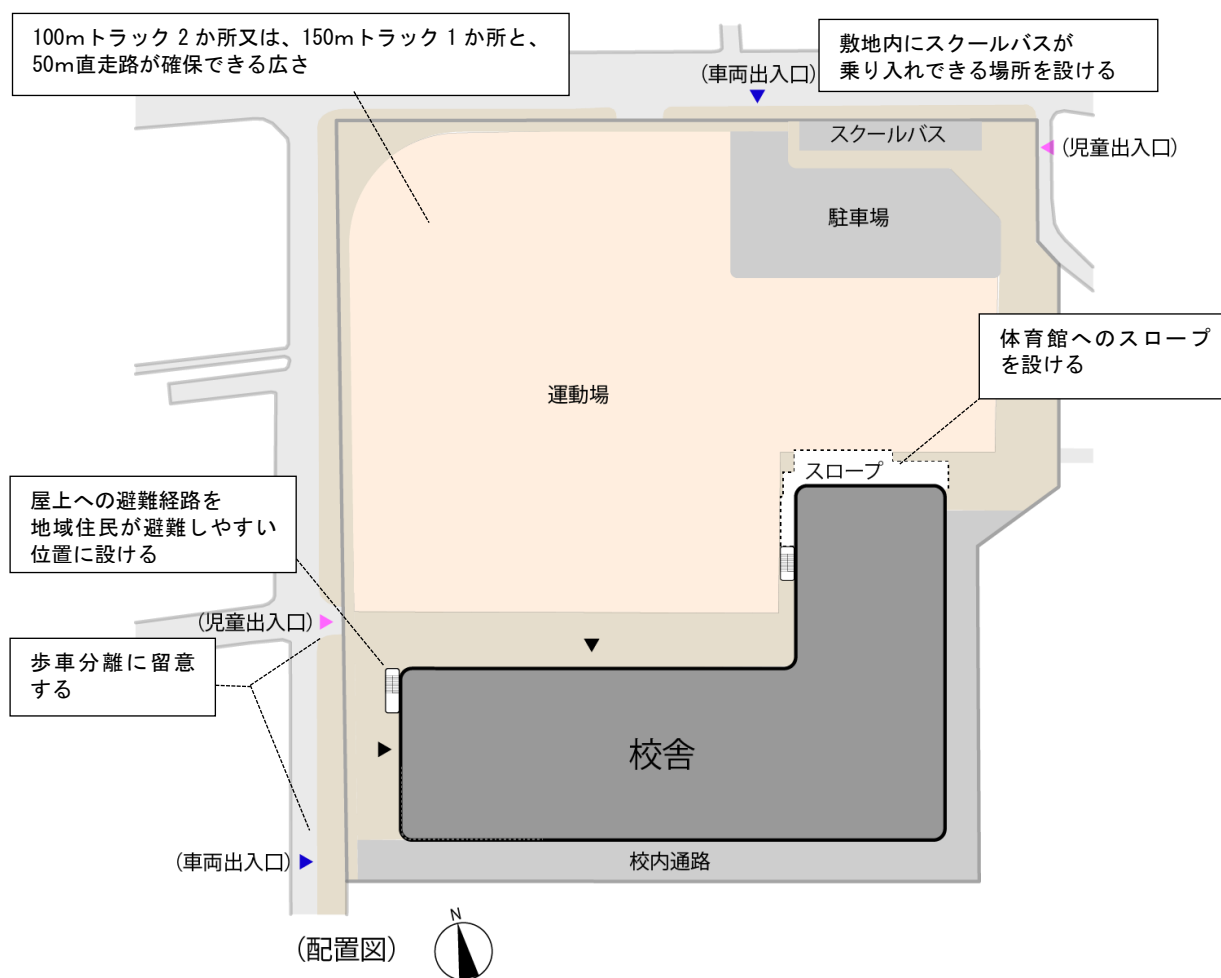
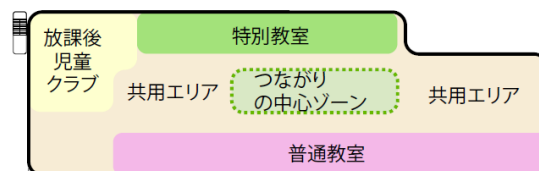


図 5-1 配置計画 (イメージ図)

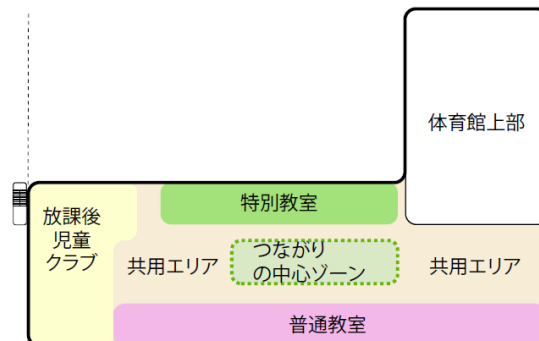
### 5.3.2. 平面計画

平面計画のイメージは図 5-2 のとおりです。

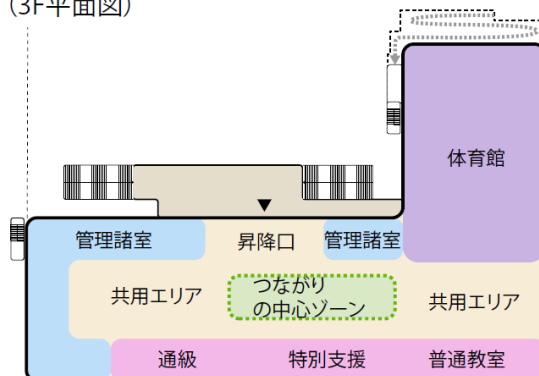
- ・行き止まりが少なく、校舎全体がつながるような平面計画とします。
- ・校舎の中心は「つながりの中心ゾーン」とし、図書室等異学年交流を考慮した室や機能を設けます。
- ・普通教室は南からの採光に配慮した配置とします。
- ・管理諸室は外部への視認性や、防犯に配慮し、運動場を望める位置に設けます。
- ・特別教室は普通教室との連携に配慮して配置します。
- ・地域交流スペースは地域住民がアクセスしやすい位置に設けます。
- ・放課後児童クラブエリアに専用の玄関を設けます。



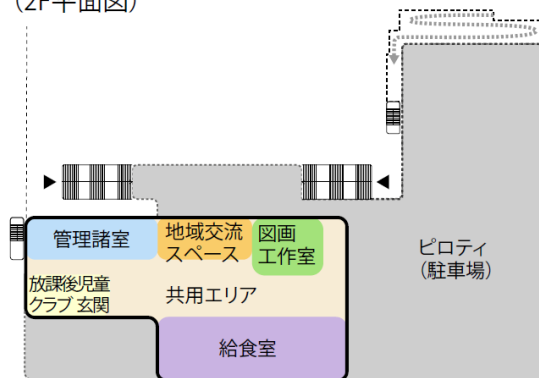
(4F平面図)



(3F平面図)



(2F平面図)



(1F平面図)



図 5-2 平面計画(イメージ図)

### 5.3.3. 断面計画

断面計画のイメージは図 5-3 のとおりです。

- ・校舎は 4 階建てとし、隣接地への日影や運動場面積の確保に配慮します。
- ・管理諸室は来客の受付としても機能する事務室を除き、原則として 2 階以上に配置します。
- ・普通教室、特別教室、放課後児童クラブの保育室(専用区画)等は原則として 2 階以上に配置します。

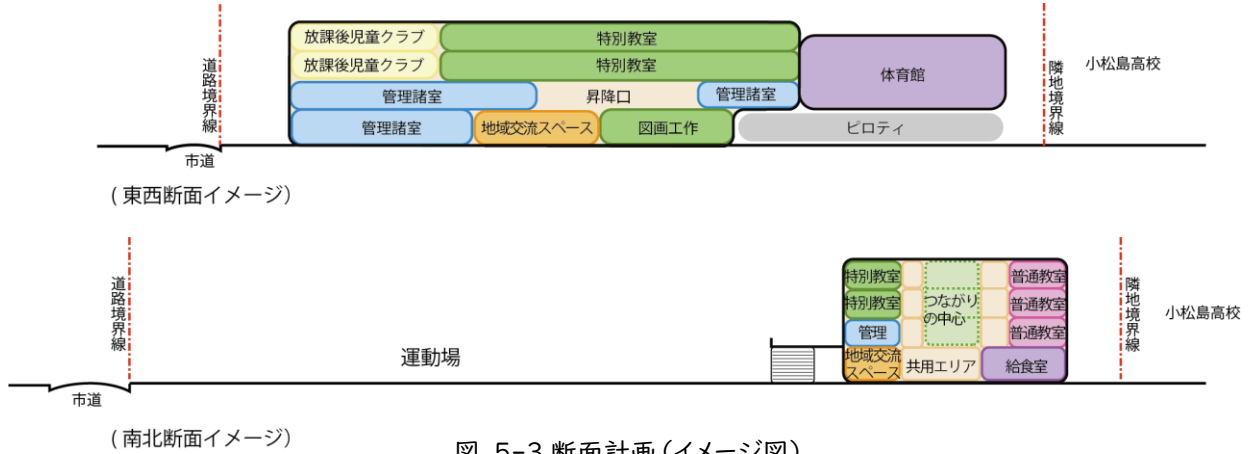


図 5-3 断面計画 (イメージ図)

## 5.4. 概算事業費の算出

5章3節の基本計画図から(仮称)新小松島小学校の建設にかかる概算事業費を算出します。

### 5.4.1. 施設計画概要

現南小松島小学校の敷地に校舎、体育館、給食室、放課後児童クラブ等を建設し、その他運動場や駐車場等の外構整備を行います。

概算事業費算出の条件は以下①～②の事項とします。

- ①校舎・体育館延床面積：12,790 m<sup>2</sup>
- ②構造・階数：鉄筋コンクリート造 4 階建て

### 5.4.2. 概算事業費

算出結果は表 5-6 に示します。

概算事業費は、設計費・地質調査費を含み約 56 億円となりました。

表 5-6 概算事業費

(仮称)新小松島小学校		JBCI*2023.2 月時点を参照		
	項目	延床面積 (m <sup>2</sup> )	工事費 (百万円)	備考
内訳	①校舎・体育館等建設費	12,790	3,544	ピロティ、太陽光パネル等を含む
	②造成・外構工事費	12,290	314	
	③既存建物解体工事費	6,270	188	
	④共通費		809	共通費率 20%
	⑤消費税		485	10%
工事費			5,340	
設計費・地質調査費			256	基本・実施・解体設計、地質調査
概算事業費			5,596	

\*JBCIとは、「Japan Building Cost Information(ジャパン・ビルディング・コスト・インフォメーション)」の略称で、建物の契約価格情報を対象とし、一般財団法人建設物価調査会 総合研究所が 1999 年から毎年、独自に収集・調査したデータを基に、建物用途別の工事費単価の傾向を示した建物価格情報サービスである。

## 6. (仮称)新小松島南小学校の施設整備基本計画

### 6.1. 施設規模の検討

#### 6.1.1. 校舎の規模設定

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日 18文科施第188号)に基づき、校舎の規模を表6-1のとおり算出します。

校舎の規模については以下の①～③の要望を取り入れた計画のため表6-1で算定した面積より規模が大きくなります。

- ①ピロティ型の校舎とすること。
- ②廊下を拡張しオープンスペースとして利用できるようにすること。
- ③普通教室の広さを広く設定すること。

表 6-1 校舎規模の算出(校舎・体育館・給食室)

前提条件	児童数:247名(2033年度(令和15年度)想定) 学級数:12学級 特別支援学級(一学級あたり168㎡加算):2学級
	算定内容
校舎	学級数12学級:3,881㎡ 特別支援2学級:168×2=336㎡ 計算式:3,881+336=4,217㎡
体育館	学級数11~15学級:919㎡
給食室	児童数201~400人:調理場施設213㎡、炊飯給食施設14㎡、アレルギー対策室3㎡ 計算式:213+14+3=230㎡
総面積	4,217+919+230=5,366㎡

#### 6.1.2. 放課後児童クラブの規模設定

放課後児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」に基づき、確保することが求められる保育室(専用区画)の面積とその他考慮すべきスペースを表6-2に示します。

表 6-2 放課後児童クラブの規模

前提条件	放課後児童クラブ:3支援(1支援単位あたりおおむね40名) 保育室(専用区画)の必要面積:児童一人につきおおむね1.65㎡以上
保育室(専用区画)	計算式:1.65×(3×40)=198㎡
その他考慮する面積	職員室(給湯室を含む)、専用玄関、廊下、階段等

#### 6.1.3. 運動場の規模設定

「小学校設置基準」(平成14年3月29日文科省令第14号)に基づき、運動場の面積は2,470㎡以上確保し、既存の新開小学校の運動場面積(約6,069㎡)を目標値として計画します。

表 6-3 小学校設置基準に基づく運動場面積の算出

	算定内容
運動場	児童数247名:2,400+10×(247-240)=2,470㎡



## 6.2. 施設配置の検討

### 6.2.1. 配置計画の条件

(仮称)新小松島南小学校の配置計画にあたっては以下①～⑥の事項を前提条件として検討を行いました。



- ① 体育館や給食室は新設までの間、残して工事をを行います。(仮設置が非効率なため)
- ② 1階は基本的にはピロティとします。
- ③ 西側市道の拡幅を考慮した配置とします。
- ④ スクールバスの停留所を設けます。
- ⑤ 駐車場は30台程度設けます。
- ⑥ プールは新小学校には設けないこととします。

### 6.2.2. 工事の条件

仮設校舎が必要な案と仮設校舎が不要な案に分けて5つの案の配置検討を行いました。

表 6-4 に各案の工事の条件をまとめます。

表 6-4 工事の条件

A・B案の場合	C・D・E案の場合
	
<p>仮設校舎が必要 既存体育館と給食室を残しながら校舎を建設 A案は校舎部分を解体後、体育館を先行して新築し、既存体育館を解体してから校舎を建てる</p>	<p>仮設校舎が不要 既存校舎・体育館・給食室を残しながら校舎を建設 E案は体育館を先行して新築し、既存体育館を解体してから校舎を建てる</p>

### 6.2.3. 配置の比較検討

基本方針と上記の前提条件を踏まえ配置計画の比較検討を行いました。検討した配置案は表 6-5 に示す5つの案です。

C～E案は仮設校舎が不要なため、工期とコストが削減でき、中でもC・D案は運動場の広さを比較的広く確保できる案となっています。普通教室の日当たりの観点も踏まえると、南向きの普通教室を確保するD案が最も評価の高い案となりましたが、C案も建築的工夫により採光を確保することができると考えられます。

以上を踏まえ、学校再編準備会議や教育課程等部会等で検討した結果、C案とD案をもとに今後の検討を進めることとします。ただし、(仮称)新小松島南小学校の開校までに見直し期間を設け、児童数の変化や学習指導要領の改訂等の状況変化に対応していくことが必要です。

表 6-5 配置比較表

赤色セル:○ 青色セル:△ 白色セル:各案の差がつかない項目

建物概要 [ローニング凡例] 普通教室 特別教室 管理講堂 体育館 地域交流 放課後児童クラブ 卒びのつながり 地域とのつながり スクールの設置所 遊戯階段		既存	A案：既存校舎に近い なじみのある配置	B案：地域にピロティを開く	C案：敷地の形状を最大限に活かす	D案：広く明るい光庭を回遊する	E案：地域に見守られ育つ
人	つながり	延床面積 約 2,792 m <sup>2</sup> 建築面積 約 1,389 m <sup>2</sup> 指定緊急避難(津波) 約 1,365人	延床面積 約 7,898 m <sup>2</sup> 建築面積 約 2,875 m <sup>2</sup> 指定緊急避難(津波) 約 3,027人 ピロティ面積 約 1,602 m <sup>2</sup>	延床面積 約 6,892 m <sup>2</sup> 建築面積 約 2,688 m <sup>2</sup> 指定緊急避難(津波) 約 2,257人 ピロティ面積 約 1,377 m <sup>2</sup>	延床面積 約 6,718 m <sup>2</sup> 建築面積 約 3,196 m <sup>2</sup> 指定緊急避難(津波) 約 2,368人 ピロティ面積 約 1,782 m <sup>2</sup>	延床面積 約 6,718 m <sup>2</sup> 建築面積 約 3,635 m <sup>2</sup> 指定緊急避難(津波) 約 2,383人 ピロティ面積 約 2,311 m <sup>2</sup>	延床面積 約 7,055 m <sup>2</sup> 建築面積 約 3,541 m <sup>2</sup> 指定緊急避難(津波) 約 2,278人 ピロティ面積 約 2,200 m <sup>2</sup>
地域	安全性	○ 地域に開けた配置 ○ ソーニングの明確性 ○ 歩車分離 ○ 屋上への避難しやすい ○ 緊急車両 ○ 音の影響 ○ 砂埃の影響	△ 地域に対して開けた配置 ○ 交流空間の区画分けが可能 ○ 歩車分離している ○ 避難階段に外からアクセスしやすい ○ 進入可能 ○ 宅地側に校舎がある	○ 地域に対して開けた配置 ○ 交流空間の区画分けが可能 ○ 歩車分離している ○ 避難階段に外からアクセスしやすい ○ 進入可能 ○ 音の影響が少ない ○ 宅地側に校舎がある	○ 見通しが良く、開けた配置 ○ 交流空間の区画分けが可能 ○ 歩車分離している ○ 避難階段に外からアクセスしやすい ○ 進入可能 ○ 音の影響が少ない ○ 宅地側にグラウンドがある	○ 見通しが良く、開けた配置 ○ 交流空間の区画分けが可能 ○ 歩車分離している ○ 避難階段に外からアクセスしやすい ○ 進入可能 ○ 音の影響が少ない ○ 宅地側にグラウンドがある	○ 見通しが良く、開けた配置 ○ 交流空間の区画分けが可能 ○ 歩車分離している ○ 避難階段に外からアクセスしやすい ○ 進入可能 ○ 音の影響が少ない ○ 宅地側にグラウンドがある
学び	周辺環境	○ 普通教室の日当たり ○ 校舎内の回遊性 ○ 風通しの良さ	△ 宅地から離れたグラウンド ○ 南向き ○ 回遊・中心をつくりやすい配置	○ 宅地から離れたグラウンド ○ 南向き ○ 回遊・中心をつくりやすい配置	○ 宅地側にグラウンドがある ○ 南向き ○ 回遊・中心をつくりやすい配置	○ 宅地側にグラウンドがある ○ 南向き ○ 回遊・中心をつくりやすい配置	○ 宅地側にグラウンドがある ○ 南向き ○ 回遊・中心をつくりやすい配置
	クラウンドの環境	○ 広さ(既存 5,169 m <sup>2</sup> ) ○ 日当たり	○ 約 5,290 m <sup>2</sup> (150mトラック、50m直走路) ○ 日当たりが良い	○ 約 5,290 m <sup>2</sup> (150mトラック、50m直走路) ○ 日当たりが良い	○ 約 4,695 m <sup>2</sup> (150mトラック、50m直走路) ○ 日当たりが良い	○ 約 4,683 m <sup>2</sup> (100mトラック×2、50m直走路) ○ 日当たりが良い	○ 約 3,994 m <sup>2</sup> (100mトラック、50m直走路) ○ 一部校舎の影ができる
	コンセプト部分小計	○ の数：9個 △ の数：3個	○ の数：9個 △ の数：3個	○ の数：9個 △ の数：3個	○ の数：9個 △ の数：3個	○ の数：9個 △ の数：3個	○ の数：9個 △ の数：3個
その他	動線	○ 校舎内の動線距離 ○ 給食搬入の動線 ○ 配膳ルートの距離	○ 動線が短くコンパクト ○ 道路からの動線が短い ○ 動線が短い	○ 動線が短くコンパクト ○ 道路からの動線が短い ○ 動線が短い	○ 動線が短くコンパクト ○ 道路からの動線が短い ○ 動線が長い	○ 動線が短くコンパクト ○ 道路からの動線が長い ○ 動線が短い	○ 動線が短くコンパクト ○ 道路からの動線が長い ○ 動線が長い
	工事時の影響	○ グラウンドの状況	○ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が必要 ○ 先行で体育館を建設する必要がある	○ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が必要 ○ 先行で体育館を建設する必要がある	○ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が必要	○ 100mトラック、50m直走路 ○ 仮設が必要	○ 100mトラック、50m直走路 ○ 体育館を先行して建てる必要がある
	工期	○ 仮設が必要 ○ 先行で体育館を建設する必要がある	△	△	○	○	△
	コスト	○ の数：13個 △ の数：5個	△	△	○	○	○
	合計	○ の数：13個 △ の数：5個	○ の数：14個 △ の数：4個	○ の数：14個 △ の数：4個	○ の数：14個 △ の数：4個	○ の数：15個 △ の数：3個	○ の数：12個 △ の数：6個

### 6.3. 基本計画図

#### 6.3.1. 配置計画

配置計画のイメージ図は図 6-1 のとおりです。

- ・新校舎は既存校舎を避けて、敷地の南東側に配置し、教室に南からの採光と通風を確保できる配置とします。
- ・隣接する農地への日影の影響を可能な限り抑えた配置とします。
- ・敷地内にスクールバスが乗り入れできる場所を設けます。
- ・運動場は 100mトラック 2 か所又は、150mトラック 1 か所と、50m直走路が確保できる広さとします。
- ・門の位置や校内の通路は歩車分離に留意して配置します。
- ・スロープは外部から直接体育館に上がれる位置に配置します。
- ・屋上への避難経路は地域住民が避難しやすい位置に設けます。

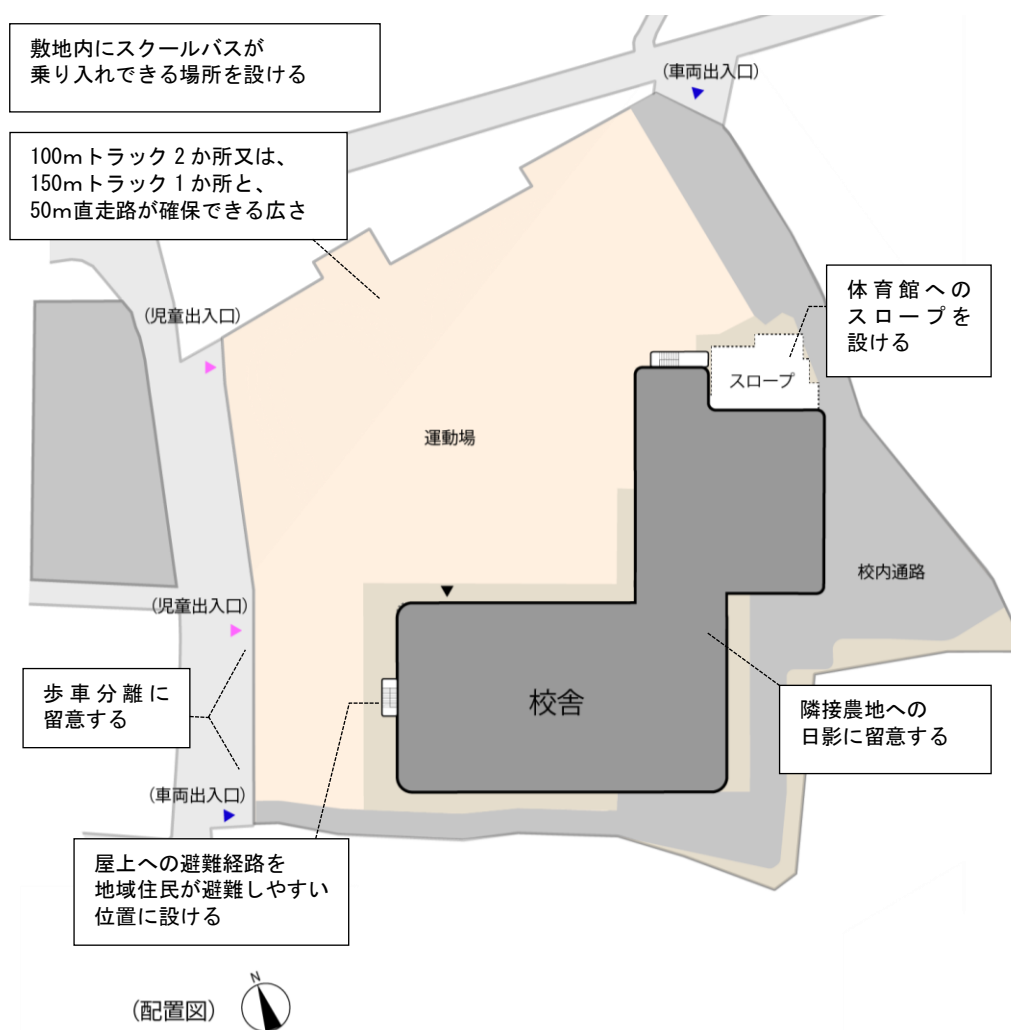


図 6-1 配置計画 (イメージ図)

### 6.3.2. 平面計画

平面計画のイメージは図 6-2 のとおりです。

- ・行き止まりが少なく、校舎全体がつながるような平面計画とします。
- ・校舎の中心は「つながりの中心ゾーン」とし、図書室等、異学年交流を考慮した室や機能を設けます。
- ・普通教室は南からの採光に配慮した配置とします。
- ・管理諸室は外部への視認性や、防犯に配慮し、運動場を望める位置に設けます。
- ・特別教室は普通教室との連携に配慮して配置します。
- ・地域交流スペースは地域住民がアクセスしやすい位置に設けます。
- ・放課後児童クラブエリアに専用の玄関を設けます。

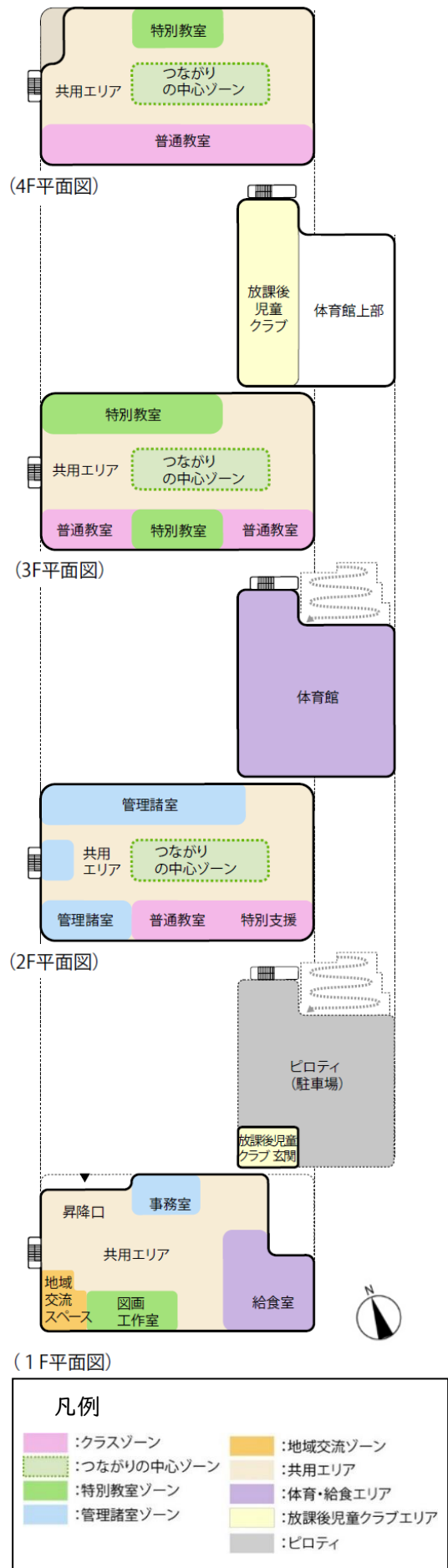


図 6-2 平面計画 (イメージ図)

### 6.3.3. 断面計画

断面計画のイメージは図 6-3 のとおりです。

- ・校舎は 4 階建て程度とし、隣接農地への日影や運動場面積の確保に配慮します。
- ・管理諸室は来客の受付としても機能する事務室を除き、原則として 2 階以上に配置します。
- ・普通教室、特別教室、放課後児童クラブの保育室(専用区画)等は原則として 2 階以上に配置します。

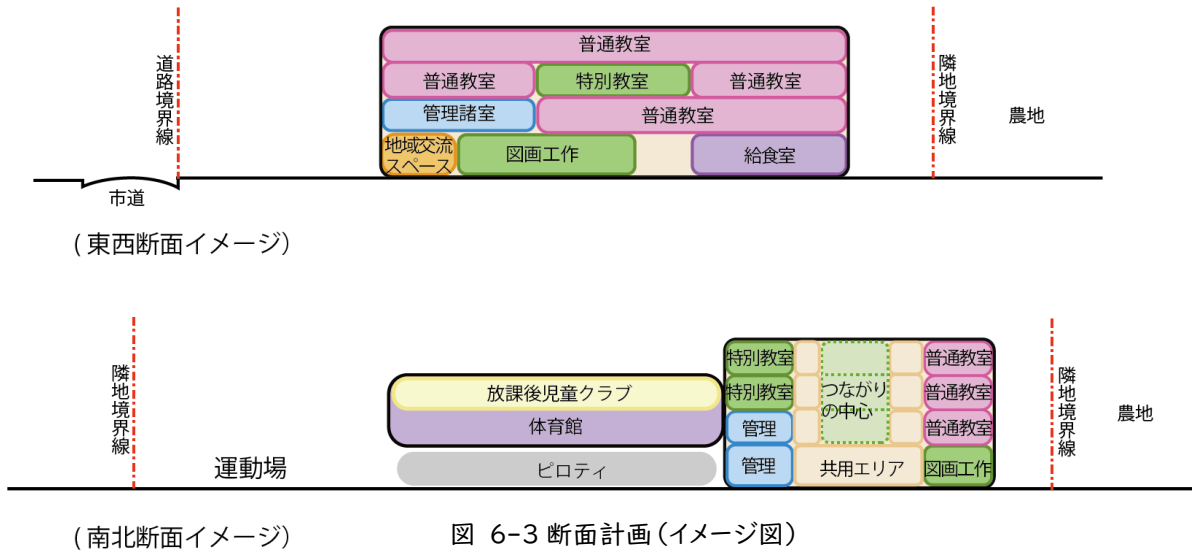


図 6-3 断面計画(イメージ図)

## 6.4. 概算事業費の算出

6章3節の基本計画図から(仮称)新小松島南小学校の建設にかかる概算事業費を算出します。

### 6.4.1. 施設計画概要

現新開小学校の敷地に校舎、体育館、給食室、放課後児童クラブ等を建設し、その他運動場や駐車場等の外構整備を行います。

概算事業費算出の条件は以下①～②の事項とします。

- ①校舎・体育館延床面積:8,800 m<sup>2</sup>
- ②構造・階数:鉄筋コンクリート造 4 階建て程度

### 6.4.2. 概算事業費

上記の計画概要から概算事業費を表 6-6 に示します。

概算事業費は、設計費・地質調査費を含み約 40 億円となりました。

表 6-6 概算事業費

(仮称)新小松島南小学校		JBCI* 2023.2 月時点を参照		
	項目	延床面積 (m <sup>2</sup> )	工事費(百万円)	備考
内訳	①校舎・体育館等建設費	8,800	2,545	ピロティ、太陽光パネル等を含む
	②造成・外構工事費	8,770	248	
	③既存建物解体工事費	3,360	100	
	④共通費		578	共通費率 20%
	⑤消費税		347	10%
工事費			3,818	
設計費・地質調査費			202	基本・実施・解体設計、地質調査
概算事業費			4,020	

\*JBCIとは、「Japan Building Cost Information(ジャパン・ビルディング・コスト・インフォメーション)」の略称で、建物の契約価格情報を対象とし、一般財団法人建設物価調査会 総合研究所が 1999 年から毎年、独自に収集・調査したデータを基に、建物用途別の工事費単価の傾向を示した建物価格情報サービスである。

## 7. おすび

小松島市の小学校を取り巻く状況は、全国的な少子化の傾向や学校施設（校舎等）の老朽化問題等と同様に大きな変動を続けています。同時に社会情勢の急速な変化に合わせて、教育のかたちも新しい時代に合わせ変革が求められてきています。

このことから、本計画は、「『つながり』により子どもたちが育つ学校」を基本コンセプトとして策定いたしました。

第一に、子どもたちにとって安全安心な学校施設とすることを原則とし、校舎の交通安全対策として歩車分離、不審者や事故対応として大人の目の届きやすさ等に配慮します。

次につながりとして、学校内の子どもたちが学年を越えてつながること、教科と教科が連携しやすいこと、ICTの導入により離れた人や社会とつながること、地域とつながること等を重視した計画としました。

子ども同士のつながりという面では、連続性のある諸室配置や多様な居場所づくり、つながりの中心として図書室を位置づけて配置することとしました。

地域とのつながりという面では、子どもたちにとって、保護者や学校の先生以外の大人と触れ合う経験は貴重であり、地域住民への尊敬と感謝の気持ちを育む等、豊かな情操と道徳心を培う機会となると考えています。今回の新しい学校施設計画は、日常的に地域住民等が集い、子どもたちが多様な世代と交流し、互いに活動する様子を目にすることができる、つながりのおすび目となる空間が豊かにデザインされるような施設計画の方針をまとめました。

一方、近年は急速な気候変動による洪水や南海トラフ巨大地震とそれに伴う津波等、今後数十年以内に様々な災害が想定されます。子どもたちや教職員が安心して教育活動や日常生活が送れ、地域住民も良好な環境で避難生活が送れるよう、必要な設備や備蓄機能等を備えた施設計画とします。

人や環境への配慮としては、ユニバーサルデザインの採用、バリアフリー等、誰もが安心して快適に過ごすことができるとともに、再生可能エネルギーの導入を推進する計画を進めていきます。

最後に、将来的な課題として、児童数がさらに減少し、余剰スペースや空き教室が発生した場合の有効活用や、教育のあり方がさらに変化し、必要とされる空間が変わること等も想定されます。

今後の基本・実施設計において、変化に対して可能な限り柔軟に対応できる施設整備を検討します。

小松島市新小学校施設整備基本計画

令和5年3月

小松島市教育委員会

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港 9 番地の 19

TEL:0885-38-7300

FAX:0885-32-2126